

第 21 回 甲賀市自治基本条例策定委員会 次第

日時:平成 27 年(2015 年)3 月 10 日(火)

14 時 00 分から 16 時 00 分まで

場所:サントピア水口 教養文化室

1 開 会

2 第 20 回会議録の確認について

3 今回(第 21 回)の会議録の扱いについて

4 甲賀市自治基本条例に関する骨子案(答申)について

(1) (仮称) 甲賀市自治基本条例骨子案の内容(P1~P17)

(2) 資料について(P18~P53)

5 骨子案手交について

3 月 20 日(金) 13:00~ 市役所水口庁舎 3 階第 1 委員会室

6 閉 会

(案)

甲賀市自治基本条例に関する骨子案(答申)

平成 27 年 3 月

甲賀市自治基本条例策定委員会

答申にあたって

甲賀市自治基本条例策定委員会は、平成25年7月25日の第1回の策定委員会を開催してから21回に及ぶ会議を開催し、甲賀市における自治の基本理念やあり方、市民への市政への参画と協働の仕組みなど、自治基本条例に盛り込むべき項目及び内容について検討してまいりました。

策定委員会は、市内で活動している団体の代表、公募によって選ばれた市民、学識者等で構成された市民委員と、市役所の庁内作業チーム委員が一緒になって住みよいまちづくりに向け議論を重ねてきました。

検討にあたっては、ワークショップ形式を導入し、委員一人ひとりが甲賀市の特徴や強み・弱みなどまちづくりに対して意見を述べ、それを集約する形で進めてきました。その中では、「市長等や議会だけでなく、市民も積極的に情報を収集し、まちづくりに参加する姿勢が必要ではないか。」「市民みんなのための条例にしたい」といった意見が出されました。

策定委員会では、みんなで情報を共有し条例を作っていくことを基本として、平成26年12月から平成27年1月にかけて16の会場において、「市民の声を聴く会」を開催し、骨子素案についての策定委員会の考え方を説明するとともに、多くの市民のみなさんからご意見をいただきました。

策定委員は、経験や考え方もさまざまであり、市民の代表でもありません。しかし、“甲賀市をよりよいまちにしたい”という目標を共有して、活発に意見を出し合い、互いを尊重し、時には譲り合いながら検討してきました。正に、自治が成り立つ会議であったと思います。

このような経過を経て、ここに甲賀市自治基本条例に関する骨子案をまとめに至りました。この骨子案の内容とともに、これまでの議論の経過も十分に踏まえ、さらに多くの市民の意見を取り入れながら、市民、議会、行政がそれぞれの場で議論を深めていただき、甲賀市にふさわしい自治基本条例が制定されることを願います。

平成27年3月
甲賀市自治基本条例策定委員会
委員長 小林 慶太郎

目 次

◆（仮称）甲賀市自治基本条例骨子案の内容

| | |
|----------------------|----|
| 前文 | 1 |
| 第1章 総則 | 2 |
| 1. 条例の目的 | |
| 2. 定義 | |
| 3. まちづくりの基本理念 | |
| 4. 目指すまちの姿 | |
| 5. 条例の位置づけ | |
| 第2章 まちづくりの基本原則 | 5 |
| 6. 市民の権利 | |
| 7. 市民参加 | |
| 8. 子ども | |
| 9. 学びと教育 | |
| 10. 多文化共生 | |
| 11. 安全・安心のまちづくり | |
| 12. 情報の共有及び提供 | |
| 第3章 各主体の役割と責務 | 8 |
| 13. 市民の役割と責務 | |
| 14. 企業・事業者の役割と責務 | |
| 15. 議会、議員の役割と責務 | |
| 16. 市長等の役割と責務 | |
| 第4章 まちづくりを実現する仕組み・制度 | 10 |
| 17. 区・自治会 | |
| 18. 自治振興会 | |
| 19. 協働によるまちづくり | |
| 20. 市民活動 | |
| 21. 住民投票 | |

| | |
|-------------------|----|
| 第5章 行政運営・行政評価等 | 13 |
| 22. 国・県・地域との関係 | |
| 23. 情報の公開 | |
| 24. 個人情報保護 | |
| 25. 行政運営の基本原則 | |
| 26. 総合計画 | |
| 27. 財政運営 | |
| 28. 財産管理 | |
| 29. 行政評価 | |
| 30. 説明責任 | |
| 第6章 条例の実効性の確保 | 16 |
| 31. 条例の見直し・推進 | |

◆資料

| | |
|---------------------------------------|----|
| ①甲賀市自治基本条例策定委員会条例 | 18 |
| ②甲賀市自治基本条例策定委員名簿 | 20 |
| ③市役所庁内作業チーム委員名簿 | 21 |
| ④自治基本条例策定委員会開催状況 | 22 |
| ⑤自治基本条例策定委員会部会 | 24 |
| ⑥自治基本条例策定委員会作業委員会（本文等の作成検討） | 24 |
| ⑦自治基本条例策定委員会市民の声を聴く会実行委員会 | 25 |
| ⑧市民の声を聴く会の開催 | 25 |
| ⑨「市民の声を聴く会」において、骨子素案へ市民から寄せられた意見等について | 27 |
| ⑩アンケート結果（条例の名称について） | 50 |
| ⑪アンケート結果（です、ます調の条文について） | 52 |

◆（仮称）甲賀市自治基本条例骨子案の内容

O. 前 文

私たちのまち甲賀市は、鈴鹿山脈の山々や数々の清流等、緑と水が織成す豊かな自然と美しい景観に恵まれています。

古琵琶湖層の肥沃な大地は、おいしい米や茶を育て、薬業や窯業等の地場産業を生み、発展させてきました。

歴史をひもとくと、古くには紫香楽宮が置かれ、また近世においては東海道の宿場町が設けられ、多くの人が行き交う交通の要衝として栄えてきたほか、城下町等も建設されました。

さらに、中世に活躍した甲賀忍者発祥の地として全国的にも良く知られるほか、この時代には、甲賀郡中惣の輝かしい自治の歴史もあります。

私たちは、先人が長年にわたり培ってきたこうした歴史と文化に誇りを持ち、地域に対する愛情を育み、自らとそして未来ある子ども達のために、地域課題の解決に向けて協力して取り組まなければなりません。

そこで、一人ひとりが郷土愛を持ち、自治の担い手としての自覚を持ってまちづくりに取組み理想郷を目指すために、基本理念や基本原則を掲げ、日本国民たる甲賀市民として、ここに崇高なまちづくりの指針となる甲賀市自治基本条例を制定します。

【解説】

前文では「私たちのまち甲賀市は」という始まりで、甲賀市の豊かな自然と美しい景観に恵まれていることと、地域の地場の産業について述べています。紫香楽宮や水口岡山城等、歴史的にも由緒ある甲賀市であることと、甲賀郡中惣という特徴的な自治組織の風土について、触れております。そして、長年にわたり歴史・文化を培ってこられた先人の方々への感謝や未来への決意を、さらには、自治の実現のために一人ひとりが地域の担い手として積極的に、まちづくりへ関わってもらうことを強く述べています。なお、この条例で対象とする「市民」の定義は、日本国籍以外の住民の方や事業者、団体等も含むこととしていますが、ここでは、条例を制定する者は日本国籍を有する有権者の代表に限られることを明確にするために、「日本国民たる甲賀市民」という表現にしています。

第1章 総則

1. 条例の目的

この条例は、まちづくりの基本原則や、市民、議会、市長等のそれぞれの役割と責務等、甲賀市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、安心して暮らせる住みよいまちをつくることを目的とします。

【解説】

この条例は、まちづくりを推進し、安心して暮らせる住みよいまちをつくることを目的としています。

2. 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによります。

- ① 市民 市内に居住する人、市内に通勤又は通学する人、市内で事業又は活動を行う個人、企業・事業者又はその他の団体をいいます。
- ② 地域住民 それぞれの地域に居住している人をいいます。
- ③ 市長等 市長及び法律の定めるところにより設けている委員会又は委員のほか、職員等の補助機関を含みます。
- ④ まちづくり 4に掲げるまちの姿を実現するために行われるすべての活動をいいます。
- ⑤ 協働 市民、議会及び市長等のうち複数の者が対等な関係のもと、連携・協力することをいいます。

【解説】

ここでは、条例で使用している用語のうち、その意味を明確に定めておく必要があるものについて、「定義」という形で定めました。

まず、はじめに「市民」を定義しています。本市におけるまちづくりに関する取組みは、市内に住所を有している人だけで行われているのではなく、市内にある事業所に通勤している人や学校に通学している学生、市内で事業を営む事業者、地域で活動している団体、NPO 法人等、様々な団体によって行われています。

ここで定義している「市民」は、すべて同じ権利を有することを意味するのではなく、外国籍の方や企業・団体等法律上の権利に違いがあります

が、それを前提として、それぞれの立場で、様々な立場で、まちづくりに関わることが必要であると考えられますので、広い範囲で「市民」を定義しました。

~~「地域住民」の定義については、当市にお住まいの個人を示しています。~~

「市長等」は、市長や教育委員会、農業委員会といった行政委員会と副市長や会計管理者、職員等の補助機関を含めた定義にしています。

「まちづくり」とは、建物や道路等の施設整備を行うことだけでなく、市民が、心豊かな地域社会における公共的な活動等も意味しています。また、これらの活動は、執行機関だけではなく、区・自治会、市民活動団体等により行われる地域活動や、ボランティア活動等を広く含みます。

「協働」は市民、議会および執行機関は、それぞれの立場での役割があることから、お互いを尊重しながら、まちづくりの課題解決に向けて、互いに協力し、主体的に行動していくことが「協働」のあるべき姿としました。

3. まちづくりの基本理念

甲賀市のまちづくりは、甲賀市市民憲章に掲げる理念にのっとり推し進めています。

【解説】

市民憲章に掲げる“あいこうか”的理念が、甲賀市のまちづくりの基本理念であることを示し、市民憲章と自治基本条例の関係を明確にしました。

4. 目指すまちの姿

まちづくりの担い手は市民であり、市民自らのかがやく未来のために、次に掲げる甲賀市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動するものとします。

- ① 市民が相互の理解を深め、誰もが等しく個人として尊厳と権利が尊重される差別のないまち
- ② 市民が自然や歴史・文化を理解し、地域の特性を生かしながら、時代の変化に対応できる活力のあるまち

③ 市民が個性や能力等を生かしながら、共に生き、誰もが地域で社会生活を営み、互いに支えあって安心して暮らすことができる福祉のいきとどいた住みよいまち

【解説】

甲賀市のまちづくりは、市民が主役です。すべての人の人権が尊重され、互いに配慮しながら支え合うことができる共生（ともいき）のまちづくりを目指します。

また、豊かな自然や産業等の地域の特性や先人が築いてきた歴史や文化を大切にしながらも、時代の変化やニーズに対応し、安心して暮らすことができる福祉のいきとどいたまちを目指します。

「誰もが地域で社会生活を営み」の文言には、障がい者が安心して暮らせるまちづくりのためのユニバーサルデザイン※やバリアフリー※等の思いも盛り込みました。

※ユニバーサルデザイン・・・年齢や障害の有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにすること。

※バリアフリー・・・対象者である障がい者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態を指す用語。

5. 条例の位置づけ

この条例は、甲賀市のまちづくりにおけるすべての仕組みや活動の基本となるものです。

【解説】

自治基本条例も形式的には、ほかの条例と並列の関係にあるのですが、この条例は、甲賀市のまちづくりの基本となるものでありますことから、市民、議会、市長等は、この条例の趣旨、精神を最大限尊重することが重要であると考えます。

第2章 まちづくりの基本原則

6. 市民の権利

- ① 市民は、まちづくりの担い手であり、市政に関する情報を知る権利を持つとともに、市長等をはじめ、さまざまな団体等と協働して、まちづくりに積極的に関わる権利を持っています。
- ② 市民は、性、年齢、障がいの有無等に関わらず、誰もが等しく個人として尊重される権利を持っています。

【解説】

市民は、まちづくりの主役であり、積極的にまちづくりに関わる権利を持っています。まちづくりは市長等やさまざまな団体等との協働が不可欠であることから、それらと協働する権利も有します。ただし、これらの権利は強要されるものではなく、まちづくりに関わらないからと不当な扱いを受けるものではありません。

なお、②で保障している市民の権利は、日本国憲法第14条でも保障されている権利ですが、性、高齢者、子ども及び障がいを含む心身の状態等、憲法には明示されていない多様な人々の人権も尊重されることを明確にするためこのような表現としました。

7. 市民参加

- ① 市民は、それぞれの立場を尊重し合いながら、まちづくりに関心をもって積極的に参加するよう努めます。
- ② 市長等は、まちづくりの担い手である市民が、自ら考え、働きかけ、決定に関われるしくみづくりに努めます。

【解説】

市民が持つ多くの知識や経験がまちづくりに生かされるよう、市は市民参加の仕組みづくりに取り組む必要があります。幅広い世代による知識や経験、男女それぞれの観点がまちづくりに生かされるようにすることのほか、少子高齢化が進む中で、将来のまちづくりの担い手となる若年世代を育む視点からも参加の仕組みを考えていきます。

8. 子ども

子どもは、生きる、守られる、育つ権利を持つとともに、年齢にふさわしい形でまちづくりに参加・参画することができます。

【解説】

ここでは子どもにやさしいまちが、すべての人にやさしいまちにつながっていくという考え方から、子どもの権利について規定しています。

子どもも甲賀市のまちづくりに能力に応じて子どもの視点で参画することができ、参画することで市政を身近に感じられ、将来の甲賀市のまちづくりの担い手として大きく成長することができると考えています。

9. 学びと教育

- ① 市民は、自らの生活をよりよくし、まちづくりに活かせるよう、生涯にわたり積極的に学ぶことに努めます。
- ② 市民及び市長等は、誰もが生涯にわたり積極的に学べる環境づくりに努めます。
- ③ 市民及び市長等は、社会全体で子どもを育んでいくために家庭、学校及び地域の環境を整えることに努めます。

【解説】

義務教育、高等学校、専門学校だけが学ぶ場所ではありません。

市民は、豊かな生活を送るために、何事にも前向きに学ぶ姿勢が大切であり、また、市民同士も自由に学べる環境を整えることで、生涯学習を生かしたまちづくりが実現できるものと考えます。

また、地域で子どもを育んでいくために、保護者の授業参観等への参加については、学校と事業所が連携しながらその環境を整えてほしいという思いが込められています。

10. 多文化共生

- ① 市民及び市長等は、互いの文化を認めあい、多様な文化が共存できるまちづくりを推進します。
- ② 市長等は、市民が多様な文化とふれあうことができる環境を整えます。

【解説】

甲賀市は工業団地が多く外国人労働者も多いことから、お互いの国の文化を認め合い、理解を深めることが、今後のまちづくりに向けて必要なことです。

将来の市民福祉の向上と地域社会の発展のために、多文化が共存できるまちづくりを推進していくことを述べています。

11. 安全・安心のまちづくり

- ① 市民及び市長等は、関係機関、団体等と連携協力し、安全安心なまちづくりを推進します。
- ② 市民は、常日頃から学習や安全点検、訓練等を通じて安全・安心に関する意識の向上を図るとともに、大規模な自然災害その他あらかじめ予測のできない事態（以下「災害等」という。）への備えを行うよう努めます。また、災害等が発生したときには、自らの安全を確保したのち、相互の協働により対処するよう努めます。
- ③ 市民は、区・自治会もしくは自治振興会等を単位に、自主防災組織等の設立、避難場所の整備等を図ることにより、地域における安全・安心に関する組織的な活動の促進に努めます。
- ④ 市長等は、市民と協働し、災害等に対応する計画及び情報共有の仕組みを整備し、危機管理に努めなければなりません。また緊急時には市民をはじめ、国、県、近隣自治体等との緊密な連携のもと、迅速かつ適切に対応しなければなりません。

【解説】

市民が安全に安心して暮らすため、安全・安心に関する意識の向上を図ることの重要性を述べています。

また、災害等に対する備えや、地域住民をはじめ、関係機関、団体及び事業者等との間で、計画及び情報を共有する仕組みを整備すること、さらに、仕組みの整備に留まらず、緊急時にはこれらとの協働のもと、迅速かつ適切に対応することを述べています。

12. 情報の共有及び提供

- ① 市民、議会及び市長等は、市民参画によるまちづくりを推進するためには、まちづくりに関する情報を互いに共有し、提供します。
- ② 議会及び市長等は、保有する情報が、市民共有の財産であることを認識し、適正に管理します。

【解説】

甲賀市に暮らす人たちが、安心して生活ができるためには、市民、議会及び市長等がそれを互いに理解し、認め合い、まちづくりに関する情報を共有し、共通認識を持ってまちづくりを進めることができます。また、協働してまちづくりを進めるためには、市民の側が持っている、まちづくりに必要な情報の提供も求められます（危険情報の提供等）。

市長等はその保有する情報をいつでも公開できるよう、適切に管理することも必要と考えます。

第3章 各主体の役割と責務

13. 市民の役割と責務

- ① 市民は、まちづくりのために、できることを自ら考え、積極的に行動するとともに、互いが支え合います。
- ② 市民は、地域社会の一員として社会的規範を守り、互いを尊重し、自らの言動に責任を持ちます。

【解説】

市民は法律・条例等はもちろんのこと、生活していくうえで必要なルールを守る責務があります。また、環境保全ということからも、市民自身の財産を適正管理することは市民の責務と考えます。個人の財産だけでなく、地域の貴重な財産（自然環境や文化財、人等の資源）を守り、有効活用する責務もあります。

まちづくりにおいては、物的なことだけでなく、高齢者の見守り等も含まれており、みんなが暮らしてよかったですと言えるまちづくりを進めるために、市民同士の支え合いや協働が必要なことはいうまでもなく、できることは自ら考え、積極的に動く役割を担うとともに、その言動には責任を持

たなければならないことを述べています。

14. 企業・事業者の役割と責務

企業・事業者は、地域社会の一員として、市民・市長等と協働しまちづくりに貢献します。

【解説】

前述の市民の役割と責務について、一般の市民の方と同様であると同時に、法令の順守や環境への配慮等、地域環境に配慮した活動を行う社会的な役割とともに、地域社会の一員としてのまちづくりへの関わり等が必要と考えます。

15. 議会、議員の役割と責務

- ① 議会は、市民の声が公正に市政に反映されるように努めるとともに、その過程を市民に明らかにします。
- ② 議員は、甲賀市政を担う者として、夢と将来を見通す力をもって、まちづくりの推進に取組み、市民の負託に応えます。

【解説】

議会は、甲賀市のまちづくりのための重要な事項を決定する、市民に選ばれ負託された大切な機関です。また、市や市民とともに議員においても甲賀市のまちづくりの重要な担い手であることから、その役割についても述べる必要があると考え、この項目を設けました。

16. 市長等の役割と責務

- ① 市長等は、市民全体の奉仕者として、公平、誠実かつ効率的に職務を遂行し持続可能な市政運営を推進します。
- ② 市長等は、市政運営の方針を明らかにするとともに、広く市民の意見を聞き適切に反映させます。
- ③ 市長等は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取組むものとします。
- ④ 市長等は、まちづくりのために積極的に市の魅力を発信します。

【解説】

市長等は、総合的な視点に立って市行政をおこなうこと、市民の意見を市政運営に反映させること、職員の人材育成に取組み、高い政策形成能力等、職員個人の能力向上につながる施策を行うことを定めています。また、市長をはじめ、市の執行機関同士が連携しながら市政運営をすることを定めています。

市長等は、**市民**全体の奉仕者として法令を遵守し、市民の思いや地域の声を正面から受け止め、市民全体の立場に立って公正、平等、誠実に職務に取り組むとこを定めています。さらに、地域にあっても、市職員としての自覚を持ち、まちづくりに積極的に参加する必要があります。

また、職務に求められる知識等を自ら進んで情報収集するとともに、まちづくり推進のために、自ら必要な知識や技術等を身につけるなど、自己研鑽をすることを定めています。

第4章 まちづくりを実現する仕組み・制度

17. 区・自治会

- ① 区・自治会は、地域のつながりを基にした代表的な自治組織です。
- ② 地域住民は、積極的に区・自治会の諸活動に参加することにより、身近な暮らしの中で、互いに協力し助け合い、住みよい地域社会をつくります。
- ③ 市長等は、区・自治会と互いに協力しあえる関係をつくります。

【解説】

区・自治会は地域自治のために設立されたものです。よって、強制加入されるものではありませんが、地域内の全ての住民が参加することを目標としています。

高齢社会における見守りや**大規模災害への備え等**、社会情勢の変化とともに個人では対応出来ない課題解決に向けた隣近所の相互扶助が求められています。このことから、ひとりひとりがまず出来ることを考え、共に行動する事が必要です。

18. 自治振興会

- ① 自治振興会は、概ね小学校区ごとに設けられ、区・自治会等の関係団体と連携のもと、地域づくり計画を策定し、将来を見据えて広域的な地域課題の解決を図る組織です。
- ② 自治振興会は、その地域に住む、または活動するすべての市民を会員とし、それぞれの自治振興会で策定した地域づくり計画に基づき、より多くの人の参画と自由な発想により特色ある地域をつくります。
- ③ 市長等は、自治振興会の地域づくり計画に基づく取組みに対して必要な支援を行います。

【解説】

自治振興会は、区・自治会単独では解決困難な広域的課題に取組むため、市と市民の協働を基本として設置された組織です。

自治振興会は、区・自治会と組織的に重複したり、上下関係となるものではなく、それぞれが独立した組織です。このことから、相互の尊重と協力により、住みよいまちづくりを目指すものとします。

市は、それぞれの地域性や実情に合わせた柔軟な取組みに対する支援を行い、地域の活性化につながる活動の展開を目指します。

19. 協働によるまちづくり

市民・議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働してまちづくりを推進します。

【解説】

今後のまちづくりを進めていくためには、市民、議会及び市長等がそれぞれ互いに理解し、違いを認め合い、その役割に基づいて協力し行動することが必要であることを述べています。

なお、ここでいう「まちづくり」というのは、2-④で定義しているとおり、4に掲げる目指すまちの姿を実現するために行われるすべての活動を言います。

20. 市民活動

- ① 市民は、よりよいまちづくりのための役割を意識し、自主的・自立的な活動に努めます。
- ② 市長等は、市民自らが行う自主的・自立的な活動の積極的な支援に努めます。
- ③ 市民及び市長等は、地域の将来を担う人材の発掘と育成、及びその組織づくりに努めます。

【解説】

各地域にお住まいの方やNPO※、地区社会福祉協議会等の各種団体が地域における様々な課題を解決する力を向上するためには、公益の増進に取り組む市民の活動が活発に行われることが重要です。

ここでは、公益の増進に取り組む市民の活動に対する行政の支援や、行政に頼るだけでなく市民同士も支え合いながら、関心のない方への働きかけ、人材の発掘や育成、組織づくりについて述べています。

※NPO・・・非営利組織。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

21. 住民投票

市長は、市政に係る重要事項について、必要があると認められる場合には、別に条例を定めることによって、住民投票を実施することができます。

【解説】

住民投票は、甲賀市のまちづくりに関して、将来を大きく左右するような影響を及ぼすと考えられる重要な事項について、住民の意思を直接問うものです。市長は市政に係る重要な事項について、住民投票を実施することができるということを規定しています。

しかし、投票により住民の意思を直接確認することが望ましい場合もあると考えられる一方で、むやみに住民投票制度が用いられると住民間の対立をかえって深刻化させ、市政運営が円滑に行われなくなる恐れもあります。

そのため、住民投票に必要な事項は、事案ごとに住民投票条例を定め、この条例の検討過程で投票権を有する者等住民投票の案件にふさわしい方法をその都度、設定することとします。

なお、重要事項であっても、一部特定の地域や住民に関わる事項は、住民投票の対象に適さないと考えられます。

第5章 行政運営・行政評価等

22. 国・県・地域との関係

市長等は、まちづくりを進めていくに当たっては、国・県及び近隣自治体と積極的に協力・連携を図るとともに、国及び県との間に、地方自治の本旨に基づいた適正な関係を築きます。

【解説】

地方分権が言われるようになってから、国・県との関係は今までと違い、新しい関係となってきました。協力・連携を図るために甲賀市の役割を示すとともに、親密な関係を築く努力が必要であることを述べています。

また、私たちを取り巻く課題は山積しており、広域連携が言われる中で、甲賀市も近隣自治体との協力・連携が大切になってきます。

23. 情報の公開

議会及び市長等は、その保有する情報を市民にわかりやすく公正かつ適正に公開します。ただし、法令及び別に定める条例により制限される場合はこの限りではありません。

【解説】

情報の公開は、市民の知る権利を具体化するため、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、市民への情報の公開について定めました。甲賀市では、情報公開の推進に関し必要な事項を定めた「甲賀市情報公開条例」を制定し運用しています。

市民と協働のまちづくりを進めていく上で、市民が市の保有する情報を知ることができることが、重要との考え方から述べられています。

24. 個人情報保護

- ① 議会及び市長等は、その保有する個人情報を適正に管理するとともに、取扱いに関しても個人の権利や利益が侵害されることのないように、適切な措置を講じなければなりません。
- ② 市民は、個人情報の取扱いに関し個人の権利や利益を侵害しないよう努めます。

【解説】

甲賀市には、すでに個人情報保護条例が制定されていますが、自治基本条例において、改めて議会及び市長等は、保有する個人情報を、外部からの不正アクセスや漏洩等により個人の人権が侵害されるようなことがないよう最も適切でふさわしい方法で管理し、市民の権利及び利益を保護することの重要性を再確認するために規定するものです。

市民は、市民による個人情報についても、同じように、個人の権利や利益が侵害されることのないように、適切に取り扱わなければならないことが述べられています。

25. 行政運営の基本原則

- ① 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、効率的で、公正かつ透明性の高い行政を行うものとします。
- ② 市長等は、その事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるようしなければなりません。

【解説】

市がそれぞれの権限と責務を踏まえ、市政運営のあるべき形として、効率的かつ公正で透明性の高い市政運営を行わなければならないことを述べるとともに、「自治体経営」の考え方の下、自主自立の精神及び総合的かつ長期的な視点に立った市政運営を行い、予算の執行に当たっては、最小の経費で最大の効果をあげることを述べています。

26. 総合計画

- ① 市長等は、議会の議決を経て定められた基本構想及び基本計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営をしなければなりません。
- ② 市長等は、基本構想及び基本計画の提案にあたっては、市民の意見を適切に反映させます。

【解説】

甲賀市における総合的・長期的かつ計画的な市政運営を行うために定める総合計画の策定について規定しています。

平成23年の地方自治法の一部改正に伴い、その策定義務はなくなりましたが、この計画は本市の将来像を示すものであり、まちづくりを進めるうえで非常に重要なものであることから、今後も策定すべきという考えが述べられています。また、基本構想及び基本計画は今後も市民との協働により作成し、議会の議決を経て策定することを規定しています。

27. 財政運営

- 市長等は、予算の編成及びその執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営に努めます。

【解説】

健全な財政運営を行うためには、総合計画や中長期的な視点に立ち、収入の確かな予測に基づいた予算編成及び予算執行に努めなければならぬことを述べています。

28. 財産管理

- 市長等は、所管する公有財産について適正に管理し、効果的に活用します。

【解説】

市の保有する財産は、市民の共有財産であり、その管理及び活用に関する市長等の責務を規定しています。

適正に管理・活用されていない場合は、市民として問題の解決に向けて、声をあげていただくことも必要です。

なお、地縁団体財産や私有財産等についても、その管理は13-②に掲げるよう社会的規範を守り適正に行っていただくことが期待されます。

29. 行政評価

市長等は、市民の意見を取り入れた行政評価を行うとともに、その結果を行政運営に反映させるよう努めます。

【解説】

行政評価の趣旨は、分析・評価を通じて常に業務の改善に結びつけていこうとするものです。行政が行う様々な施策等の成果・達成度を明らかにし、その内容を公表し、市政運営に反映させることについて述べています。

30. 説明責任

市長等は、行政運営の情報をその計画から実施・評価に至るまで、市民に対し適時・適切に公表して透明性を高め、説明責任を果たします。

【解説】

市長等が実施する事業の内容や計画段階から実施・評価について市民の理解が深まるよう、市長等が分かりやすく説明することが求められます。

市長等が行う事業は、多種多様であるため、市民への影響が大きいと考えられる事業を中心に、公表していくことを規定しています。

第6章 条例の実効性の確保

31. 条例の見直し・推進

- ① 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が甲賀市にふさわしいものか、社会情勢に適合したものかについて、本条例に掲げるまちづくりの基本原則に基づき検証します。
- ② 市長等は、前項に規定する検証にあたっては、市民が関われるよう努めます。
- ③ 市長は、前2項に規定する検証の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。

【解説】

この条例は、まちづくりの基本を示すものでありますことから、時代の流れや環境に併せて、まちづくりの実情に即したものであるべきと考え、市長の任期期間である4年を超えない期間ごとに、この条例が、まちづくりにどのように生かされているかなどを検証することについて述べています。

◆資料

①甲賀市自治基本条例策定委員会条例

（設置）

第1条 本市における自治の基本的理念や、市政運営の基本的事項等を定める自治基本条例（以下「条例」という。）の策定にあたり、市長の諮問に応じ必要な事項の調査及び審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、自治基本条例策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 条例に規定する事項、内容等の調査及び審議に関する事項。
- （2） 条例の素案の作成に関する事項。
- （3） 条例に係る広報及び啓発に関する事項。
- （4） その他、条例の制定のために必要な事項に関する事項。

2 委員会は、前項の事務を遂行した結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 関係団体を代表する者
- （3） 公募により選出された者
- （4） その他、市長が適当と認めた者

2 委員の任期は、第1条に掲げる自治基本条例の制定の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席及び資料）

第7条 委員長は、議事に関して必要と認めた場合において、関係者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後、最初に行われる委員会は第6条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。

（条例の失効）

3 この条例は、第1条に掲げる自治基本条例の制定の日をもって、その効力を失う。

こう か し し みん けん しょう 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に
いろどる山河と
こぼれる笑顔に
うみだす活力
かがやく未来に

あなたも仲間
生きいき文化
応える安心
受けつい伝統
鹿深の夢を

②甲賀市自治基本条例策定委員名簿

| NO | 区分 | 氏名 | 備考 |
|----|------|--------|-----------------|
| 1 | 1号委員 | 小林 慶太郎 | 四日市大学教授 |
| 2 | 2号委員 | 村上 元庸 | 前区長連合会 |
| 3 | | 山川 宏治 | 自治振興会 |
| 4 | | 寺田 勝典 | 市民活動団体 |
| 5 | | 安達みのり | 市民活動団体 |
| 6 | | 黄瀬聖師 | 社会福祉協議会 |
| 7 | | 奥野 麻美子 | 市民活動団体 |
| 8 | | ※宍戸俊夫 | 元人材活性化事業運営委員会 |
| 9 | | 大原 和代 | 更生保護女性会 |
| 10 | 3号委員 | 田村 勝代 | 公募 |
| 11 | | 橋本 博行 | 公募 |
| 12 | | 増山 達哉 | 公募 |
| 13 | | 田中 勇 | 公募 |
| 14 | 4号委員 | 三浦 浩一 | 現甲賀市総合計画策定審議会委員 |
| 15 | | 馬場 康次 | 元甲賀市自治振興委員会委員 |

※本人の申し出により、平成25年8月20日解嘱

③市役所庁内作業チーム委員

| NO | 氏名 | 26年度所属 |
|----|-------|-------------------|
| 1 | 柚口健次 | 土山地域市民センター地域振興課 |
| 2 | 奥山律雄 | 甲賀大原地域市民センター地域振興課 |
| 3 | 橋本宗樹 | 教育委員会事務局教育総務課 |
| 4 | 森島靖雄 | 信楽地域市民センター地域振興課 |
| 5 | 藤村加代子 | 教育委員会事務局学校教育課 |
| 6 | 谷綾子 | 総合政策部地域コミュニティ推進室 |
| 7 | 廣岡由美 | 市民環境部人権推進課 |
| 8 | 田嶋治之 | 監査委員事務局 |
| 9 | 古谷淳子 | 産業経済部観光企画推進室 |
| 10 | 徳田晴俊 | 市長直轄組織危機管理課 |
| 11 | 太田博和 | 総務部総務課 |
| 12 | 林英明 | 上下水道部下水道課 |
| 13 | 今井美佳 | 鮎河地域市民センター |
| 14 | 西村敏昌 | 建設部建設管理課 |
| 15 | 藤田隆宏 | 上下水道部上水道課 |
| 16 | 松井一秀 | 上下水道部上水道課 |
| 17 | 田原聖史 | 教育委員会事務局教育総務課 |
| 18 | 澤田邦弘 | 総務部法務室 |
| 19 | 吳竹弘一 | 教育委員会事務局 |
| 20 | 中尾亮次 | 総合政策部公共交通推進室 |
| 21 | 中島初枝 | 総務部総務課 |
| 22 | 清水和良 | 総合政策部政策推進課 |

④自治基本条例策定委員会開催状況

| 回 数 | 日 時 | 開 催 内 容 |
|------|----------------|--|
| 第1回 | 平成25年7月25日（木） | 委嘱状交付、会議の公開、基本ルールについて |
| 第2回 | 平成25年8月21日（水） | 委員長講話、意見交換会 |
| 第3回 | 平成25年9月3日（火） | ワークショップ（甲賀市の特徴、強み、良いところ・弱み、悪いところ） |
| 第4回 | 平成25年10月18日（金） | ワークショップ（強みを活かし、弱みを補うための仕組みを考える） |
| 第5回 | 平成25年11月7日（木） | 各グループの検討課題を問題群ごとに整理した内容をもとに協議 |
| 第6回 | 平成25年11月29日（金） | 各グループの検討課題を問題群ごとに整理した内容をもとに協議（前回の続き） |
| 第7回 | 平成25年12月16日（月） | 各グループの検討課題を問題群ごとに整理した内容をもとに協議（前回の続き） |
| 第8回 | 平成26年1月17日（金） | 各グループの検討課題を問題群ごとに整理した内容をもとに協議（前回の続き） |
| 第9回 | 平成26年2月13日（木） | <ul style="list-style-type: none"> ・各グループの検討課題を問題群ごとに整理した内容をもとに協議（前回の続き） ・想定される項目の部会分け（部会の班分け） ・これまでの議論の内容の検討 |
| 第10回 | 平成26年3月13日（木） | 条例に盛り込む具体的な内容の検討（部会に分かれての検討） |

| | | |
|------|----------------|--|
| 第11回 | 平成26年4月22日（火） | 各部会に分かれて条例に盛り込む内容の具体的な議論 |
| 第12回 | 平成26年5月20日（火） | 各部会に分かれて条例に盛り込む内容の具体的な議論（前回の続き） |
| 第13回 | 平成26年6月20日（金） | 各部会に分かれて条例に盛り込む内容の具体的な議論（前回の続き） |
| 第14回 | 平成26年7月15日（火） | 部会案への意見出し |
| 第15回 | 平成26年8月5日（火） | 部会案への意見出し（追加分）、骨子素案の作成 |
| 第16回 | 平成26年9月9日（火） | 骨子素案の原案について |
| 第17回 | 平成26年10月2日（木） | 骨子素案の原案 最終確認について |
| 第18回 | 平成26年10月31日（金） | 市民の声を聞く会について |
| 第19回 | 平成27年1月26日（月） | 市民の声を聞く会の報告について、市民から寄せられた意見の整理について |
| 第20回 | 平成27年2月18日（水） | 市民の声を聞く会の報告について、市民から寄せられた意見の整理について（続き） |
| 第21回 | 平成27年3月10日（火） | 骨子案の確定について |
| 答申 | 平成27年3月20日（金） | 骨子案の提出 |

⑤自治基本条例策定委員会部会

| 部 会 | 日 時 | 条例に盛り込む具体的な検討内容 |
|--------|---------------------|-----------------|
| 第 1 部会 | 平成 26 年 4 月 22 日（水） | 位置づけ・理念・人権・福祉 |
| | 平成 26 年 5 月 20 日（水） | |
| | 平成 26 年 6 月 20 日（金） | |
| 第 2 部会 | 平成 26 年 4 月 22 日（水） | 区・自治振興会・市民参加・協働 |
| | 平成 26 年 5 月 20 日（水） | |
| | 平成 26 年 6 月 18 日（水） | |
| | 平成 26 年 6 月 20 日（金） | |
| | 平成 26 年 7 月 1 日（火） | |
| 第 3 部会 | 平成 26 年 4 月 22 日（水） | 役割・責務・市政運営 |
| | 平成 26 年 5 月 20 日（水） | |
| | 平成 26 年 6 月 12 日（木） | |
| | 平成 26 年 6 月 20 日（金） | |
| | 平成 26 年 7 月 8 日（火） | |

⑥自治基本条例策定委員会作業委員会（本文等の作成検討）

| 回 数 | 日 時 | 開 催 内 容 |
|-------|---------------------|--|
| 第 1 回 | 平成 26 年 8 月 21 日（木） | 項目の整理 |
| 第 2 回 | 平成 26 年 8 月 26 日（火） | 項目の体系図（案）の検討 |
| 第 3 回 | 平成 27 年 2 月 6 日（金） | 市民の声を聴く会へ寄せられた意見を全体会で分類し、決定した対応の方向性をもとに文言を作成 |
| 第 4 回 | 平成 27 年 2 月 12 日（木） | |
| 第 5 回 | 平成 27 年 3 月 3 日（火） | |

⑦自治基本条例策定委員会市民の声を聴く会実行委員会

| 回 数 | 日 時 | 開 催 内 容 |
|-----|----------------|-----------------------------------|
| 第1回 | 平成26年8月28日（木） | 開催趣旨、会場日程、回数等について |
| 第2回 | 平成26年9月25日（木） | 説明方法、周知・啓発の検討 |
| 第3回 | 平成26年10月8日（水） | スライドの検討、役割分担について |
| 第4回 | 平成26年10月23日（木） | 前回の指摘事項を踏まえたスライドの検討、31日の策定委員会へ向けて |
| 第5回 | 平成26年11月6日（木） | 策定委員会における指摘事項の検討 |

⑧市民の声を聴く会の開催

| 地域 | 開催日 | 場所 | 男 | 女 | 合計 |
|--------------|-----------|------------------|-----|----|-----|
| 市民団体向け | 12月1日（月） | サントピア水口 | 7人 | 0人 | 7人 |
| 信楽学区 | 12月4日（木） | 信楽開発センター | 12人 | 2人 | 14人 |
| 鮎河学区 | 12月10日（水） | 鮎河公民館 | 12人 | 1人 | 13人 |
| 大野学区 | 12月11日（木） | 大野公民館 | 5人 | 0人 | 5人 |
| 水口・綾野 ・岩上 | 12月12日（金） | 碧水ホール | 31人 | 5人 | 36人 |
| 土山学区 | 12月12日（金） | 土山開発センター | 7人 | 1人 | 8人 |
| 朝宮学区 | 12月12日（金） | 朝宮コミュニティ センター | 16人 | 3人 | 19人 |
| 柏木学区 | 12月13日（土） | 柏木公民館 | 10人 | 0人 | 10人 |
| 甲賀地域 | 12月13日（土） | かふか生涯学習館 | 9人 | 4人 | 13人 |

| | | | | | |
|-------|-----------|---------------|------|-----|------|
| 多羅尾学区 | 12月15日(月) | 多羅尾公民館 | 4人 | 4人 | 8人 |
| 山内学区 | 12月16日(火) | 山内公民館 | 8人 | 0人 | 8人 |
| 小原学区 | 12月16日(火) | 柞原会館 | 16人 | 2人 | 18人 |
| 貴生川学区 | 12月17日(水) | 貴生川公民館 | 14人 | 1人 | 15人 |
| 雲井学区 | 1月16日(金) | 雲井地区農村活性化センター | 12人 | 3人 | 15人 |
| 甲南地域 | 1月18日(日) | 忍の里プララ | 34人 | 8人 | 42人 |
| 伴谷学区 | 1月20日(火) | 水口交流センター | 23人 | 1人 | 24人 |
| 合計 | | | 220人 | 35人 | 255人 |

「市民の声を聴く会」は、甲賀市が策定を検討しているまちづくりの条例について、こんな内容の条例をつくって欲しいという思いをまとめ上げた骨子素案を、より充実したものとするために、平成26年12月から平成27年1月の間、16の会場で意見交換会を開催しました。

下記のとおり、たくさんのご意見をいただきありがとうございました。

ご意見はその趣旨を損なわないように類型化して自治基本条例策定委員会で検討させていただきました。

※表現等については一定整理しています。

◆O. 前文

| No. | 意見の概要 | 意見に対する策定委員会の考え方 |
|-----|---|--|
| 1 | 「前文」の「理想郷を実現していく」を「理想郷を目指して」に変えたほうがよい。まちづくりは、理想を求めるものではなく、現実を直視しながら進めていくものだと思う。 | ご意見を参考にし、「理想郷を目指す」に修正しました。 |
| 2 | 6段落、理想郷を実現して⇒理想郷に向けて、誰もが安心して暮らせる福祉のまち甲賀市の実現に向け、基本理念や基本原則を掲げ、ここに住みよいまちづくりの指針となる甲賀市市民条例を制定します。 | 甲賀市民の想いを将来にわたって住みやすいまちづくりに展開していくような、まちづくりの想いが反映できるようにというものだと考えます。 |
| 3 | 条文で理想郷とあるがなにか、市民憲章の鹿深の夢とはどんな夢か。 | 歴史的事実をもとに甲賀市の特徴を述べています。 |
| 4 | 水口岡山城について甲賀郡中惣とは相反するものであることから、話をすることはどうかと思う。水口岡山城はその当時、地方自治を分断する拠点としてつくられた中央集権の城である。それをまちづくりの根幹にあげるのには間違っている。甲賀は歴史的にみれば、甲賀郡中惣という連合体の塊であることから、表現にも気をつけてほしい。 | ご意見をいただき検討しましたが、原文のとおりとします。 |
| 5 | 「地域学」（体系的に地域を見直すこと）という言葉を入れ、「自治振興会と区・自治会の生活圏域におけるまちづくり」を押し出したほうがよい。 | この条例で対象とする「市民」の定義は、日本国籍以外の住民の方や事業者、団体なども含むこととしていますが、ここでは、条例を制定する者は日本国籍を有する有権者の代表に限られることを明確にするために「日本国民たる甲賀市民」という表現にしています。 |
| 6 | 市民の定義に外国人も含まれていると思うが、前文で「日本国民たる甲賀市民」が制定すると書かれているのは、後から記載されている市民の定義と整合が取れていないように思うので、もう一度全体の委員会で話し合ってほしい。 | この条例で対象とする「市民」の定義は、日本国籍以外の住民の方や事業者、団体なども含むこととしていますが、ここでは、条例を制定する者は日本国籍を有する有権者の代表に限られることを明確にするために「日本国民たる甲賀市民」という表現にしています。 |
| 7 | 前文の「日本国民たる甲賀市民」が入っている事には賛成ですが、文章としては、しっくりこない様な気がします。 | |
| 8 | 日本国民を限定しては外国人もいるのにどうするのか。 | |
| 9 | 前文の「日本国民たる」を削除願います。定義の①にも②にも整合しません。外国籍住民を排除するもので人権問題です。 | |
| 10 | 東洋経済の住みよさランキング2014で甲賀市は全国791自治体の37位、近畿では5位、滋賀県では草津に次いで2位であった。これは、世界中の方が見るランキングである。「日本国民たる甲賀市民として」と書いていると、日本国民でないと市民でないと感じてしまう。どんな論議があり、意図があっても、第3者が見て受け取り方が実態である。そのことを理解して議論してほしい。 | |
| 11 | ②前文の「日本国民たる甲賀市民として・・・」と5. 定義の「市民」市内に居住する人、市内に・・・とあり、外国人も含むことになるので整合性がとれないのではないか。また、多文化共生の内容と合わない。 | |
| 12 | 前文に「日本国民たる」とあるが、外国人も甲賀市民であるため、抜いたほうがよい。 | |
| 13 | 前文の中に「教育の大切さ」を入れてほしい。自治の歴史の中で、宮地区自治振興会が「滋賀の宮村」の復刻版を出された。命を懸けて社会教育によって村を再興したすばらしい実践がある。例えば「自治の歴史もあります。」の後に「また現代では、滋賀の宮村に見られるように、地域づくりの教育の大切さを説き、実践してきた地域もあります。」というような文言を加えれば、『甲賀市は、こんなにすばらしい歴史を持っているんだ』と市民にも伝わり、一方宮村の実践に自身を持ってそれをバックボーンとするような文面にしてほしい。 | ご意見をいただき検討しましたが、原文のとおりとします。 |
| 14 | 4段落の最後に「また、滋賀の宮村」にみられるように地域づくりに教育の大切さを説き、実践してきた地域もありますを追加しては。 | |

| | | |
|----|--|--|
| 15 | 前文に「緑と水が織りなす豊かな」とあるが、不法投棄の問題など、決して現実はそうでない。 | この条例ができた際には、それを基に具体的な仕組みや取組みが進められていくようになることを期待しています。 |
| 16 | 前文に信楽はほかのところと自然環境が違うところがあるのでその特徴もいれてほしい。 | ご意見をいただき検討しましたが、原文のとおりとします。 |
| 17 | 前文の最初の4行の甲賀地域の全体像の中に花崗岩地帯で高原である植生や産業の意味合いが加わればと思います。 | |
| 18 | 5段落、子ども達⇒子どものために、地域課題の解決⇒生活圏域を考えた「ちいきづくり「まちづくり」協力して⇒協働して | |

◆2. 定義

| | | |
|----|--|--|
| 19 | 定義の表記と13. 14. の区分けの表記が違う形で分けているのはなぜか。 | 「定義」では、広く「市民」などについて定義し、第3章ではそれぞの役割を説明していることからこのようにしています。 |
| 20 | 「第1章総則」に「5.定義」が書かれているが、その前の項目 「2.目指すまちの姿」に「市民」という言葉が使われているため、 定義は最初にあってもよいのではないか。 | 定義は「条例の目的」の次へ変更しました。 |
| 21 | 市長等という表現が多く出てくるが主体性はどこにあるのか？骨子の中に主体性を検討してほしい。 | 定義では市の関係者すべてをまとめあげており、定義③は、市長や教育委員会、農業委員会といった行政委員会と副市長や会計管理者、職員などの補助機関を含めた定義にしています。 |
| 22 | 職員等の補助機関を含みますとあるが、職員等は補助機関という捉え方を行政的にはされるのか。 | 地方自治法上でいうと、職員は執行機関である市長の補助機関という表現になります。 |
| 23 | あくまで職員というのは市長の補助機関という用語の使い方が行政のなかでは慣例になっていると捉えていいのか。 | |
| 24 | 定義に自治振興会や区・自治会も含めてはどうか。 | 第4章に明記しています。 |
| 25 | 5項の定義に関して、日本国民と（日本国籍）と外国人の区分が明記されていない事に不安を感じます。生活の中で、外国人を排除するような生活をしておられる市民の方は皆無かと思います。また、行政においても法律に反しない範囲で差別することなく十分な対応を行っていると考えますが、先祖代々よりこの地を守り、又、今後この地で暮らしていく覚悟がある日本人と外国人とは、やはり文言のなかで区分が必要かと考えます。 | ここで定義している「市民」は、すべて同じ権利を有することを意味するのではなく、外国籍の方や企業・団体など法律上の権利に違いがありますが、それを前提として、それぞれの立場で、様々な立場で、まちづくりにかかわることが必要であると考えられますので、広い範囲で「市民」を定義しました。 |
| 26 | 定義にある市民の中に企業・事業所を含めることに違和感をもちます。 | まちづくりに関する取り組みは、市内に住所を有している人だけで行われているのではなく、市内にある事業所に通勤している人や学校に通学している学生、市内で事業を営む事業者、地域で活動している団体、NPO法人など、様々な団体によって行われてことから、このようにしました。 |

◆4. 目指すまちの姿

| | | |
|----|--|-----------------------|
| 27 | 第1章「目指すまちの姿」①で人権を使わずに差別している事に疑問を感じる。 | ①の表現が人権を意味するものだと考えます。 |
| 28 | 第1項 市民が相互の理解を深め、それぞれの個性や能力を尊重できる差別のないまちで、できるという表現について、憲法第13条では、誰しも尊重されるという表現になっている。できるという表現を使われた意図は。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 29 | 目指すまちの姿で、市民憲章の内容が含まれているのかと思うが、「かがやく未来に 鹿深の夢を」の未来とか夢という言葉を目指すまちの姿のなかに入れていただければ。 | |
| 30 | 2. ①尊重できる差別のないまち⇒尊重される。とした方がよいのでは。憲法第13, 14条では「される」と規定している。 | |

◆5. 条例の位置づけ

| | | |
|----|--|---|
| 31 | 自治基本条例と他の既存条例との兼ね合いは。 | この条例は、まちづくりに関わる全ての条例などの基本となることを想定していることから、現在ある条例についても、今後この条例に基づいて見直されていくことになると考えます。 |
| 32 | この基本条例をもとに各条例の問題を問えるものかどうか。責任まで問えるのなら、もっと明確に書かなければならないものもあるのではないか。 | |

◆6. 市民の権利

| | | |
|----|--|---|
| 33 | 障がい者が安心して暮らせるまちづくりのためにユニバーサルデザインやバリアフリー等の内容も盛り込んで欲しい。 | 4. 目指すまちの姿へ思いを入れました。 |
| 34 | 第2次の障がい者福祉施策、第4期の計画がある。その内容について、自治基本条例に入れてもらえるのか。 | |
| 35 | 福祉について、この後在宅介護等のシステムも必要になるのにふれていない。 | |
| 36 | 市内でもひとり暮らしの高齢者が増加している。都會ではそういう方を集めた集合住宅を整備されたりしている。 | |
| 37 | 地域で年寄りが年々増えてきている。車で買い物がいけない者もいる。まちづくりとして、人口増加対策や年金問題等々のさまざまな諸問題について、盛り込んでいかなければならないのではないか。 | 策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し一般的な表現として、この基本条例に向けた骨子案が作成された経緯があります。そのため、本文には具体的な記述が薄くなっていますが、ホームページで会議録をご覧いただければそれぞれの箇所の背景として具体的なことが想定されているかご理解いただけるのではないかと思います。この条例が出来た際には、それを基に具体的な仕組みや取組みが進められていくようになりますことを期待しています。 |
| 38 | この条例は、その時代の課題があつてつくられしていくものと思っています。こども、高齢者に関しては現代的課題でありこうかしにおいては、特に重要な地域課題としてあげられるものだと思います。ちいさ、まちづくりは大きな課題になっている状況を直視すればおのずと出てくる項目であると考えます。甲賀市の高齢化率は〇%、また地域によっては極端な差が出ています。 | |
| 39 | この基本条例はあくまで理念であるのか、それともこの基本条例をもとに責任まで問えるものかどうか。また、郷土愛等、個人の思想・信条に関わるものについて個人責任が問われるようなことはないか。 | 理念条例であり、個人の郷土愛や思想・信条などについて、押し付けるものではありません。まちづくりにおいて、大切にしたいことを表現しました。 |
| 40 | 第2章6市民の権利②の2行目、2行目の「障がい児・障がい者も含め」は、1行目に「障がいの有無等にかかわらず」とあるので不要ではないか。 | |
| 41 | 6市民の権利②「障がいの有無等にかかわらず」とあるのに、すぐ後にわざわざ「障がい児・障がい者も含め」を記載するのはおかしい。 | |
| 42 | 市民の権利 第1章で、障がい者の有無等にかかわらずと規定されているその後ろに尊重され、障がい児・障がい者も含めと再度書かれているのは何か理由があるのか。 | |
| 43 | 市民の権利で、障がい児・障がい者の区別の必要性があるのか。「者」に含まれていると思うので、それならば、外国人などいろんなことを入れはどうか。また、障がいの表現の繰り返しはどうかと思う。 | |
| 44 | 6. 市民の権利で「～障がいの有無等」の後に再度、「～障がい児・障がい者も含め～」と記載されているのはなぜか。「障がい」は多様性のなかのひとつであり、ことさら強調する必要はないのではないか。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 45 | 10番の多文化共生のところで、「外国籍の方も同じ甲賀市の市民として尊重し・・・」という言葉が前半に入っていたら、少しニュアンスも変わった。6番も何も書いていないより書いている方がいいということもわかるが、障がい児にとって日常生活で不都合なことが多いと思われる中で、あえて特化して書くということは、策定委員の思いとは反対に、書かれている方にとってそれを素直に受け入れられるのだろうかと思う。「障がい児・障がい者」とくくられることよりも「日常の生活に障がいのある・・」という表現のほうが特別視されることが少し緩和されるように感じた。 | |
| 46 | 「障がい」という言葉は、最近は「特別支援」という表現もある。 | |
| 47 | 人推協活動をする中で、個別的な視点からのアプローチということで、17のいろいろな課題があるので、この条例でも『等』でまとめるのではなく、社会的環境にかかわる部分で、「社会的身分又は門地により」という表現を含め付け加えてほしい。 | |
| 48 | 「性・年齢・障がいの有無にかかわらず」⇒「日本国憲法第14条」の主旨をふまえ、また、人権問題の課題解決に向けての個別的視点からのアプローチとしても17項目が挙げられていますので、「性・年齢・障がいの有無、社会的身分または門地等にかかわらず～」に明記していただきたい。 | ②で保障している市民の権利は、日本国憲法第14条でも保障されている権利ですが、性や高齢者、子ども、障がいを含む心身の状態など憲法では明示されていない多様な人々の人権も尊重されることを明確にするため、このような表現にしました。 |
| 49 | 市民の権利は憲法で保障されたものだと思うが、憲法だけでは不十分なものがあるのか。 | |
| 50 | 6-②で「性・年齢・障がいの有無にかかわらず・・」と記載されているが、あえてこの3つの項目を入れた意味を聞きたい。 | |

| | | |
|----|--|--|
| 51 | 甲賀市は県下でも3番目に外国人が多いことから、「10. 多文化共生」にも書かれているが、「6.市民の権利」の中で『性、年齢、国籍にかかわらず』と記述する方がまとまりがよいと思う。 | ここで定義している「市民」は、すべて同じ権利を有することを意味するのではなく、外国籍の方や企業・団体など法律上の権利に違いがありますが、それを前提として、それぞれの立場で、様々な立場で、まちづくりにかかわることが必要であると考えられますので、広い範囲で「市民」を定義しました。 |
| 52 | 6. ②のなかで外国人のことも触れるべきでは。憲法第14条10多文化共生を唱える上で不可欠である。 | |
| 53 | 憲法第14条では人種という文言が入っているが、この骨子案では、「性、年齢、障がいの有無等にかかわらず」とあるが、ここへ国籍、或いは何らかの形での外国人の表現が必要ではないか。甲賀市に居住する外国人も市民であるはずなので、後ろの多文化共生のところとも意味合いが通じてくるため、外国人或いは国籍の表現をどこかに入れる方が判りやすいのではないかと思う。 | 「市民」には、外国籍の方や企業・団体など法律上の権利に違いがありますが、それを前提として、それぞれの立場で、様々な立場で、まちづくりにかかわることが必要であると考えられますので、広い範囲で「市民」を定義していることから、このように表現しています。 |
| 54 | 市民の権利 第2項で、文末が権利で終わっていないが、その意図は。市民の権利ということだと、文末は第1項の権利を持っています。とか、権利を有します。という表現の方がいいのではないか。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 55 | 高齢者に関する条例は必要ないのか。 | |
| 56 | 高齢者への基本原則がなかった。各年齢層のまちづくりの役割が見えてこない。 | |
| 57 | 子ども（未成年）は決定権がないから項目があるのあって、高齢者は大人であり、自分で決定できるから入ってなくても大丈夫だと思う。あえて入れるのであれば「認知症や障がいなどにより自分で判断できない・意見が言えない人」という項目でいい。 | 高齢者を以前のような弱者のみの視点で捉えていいのかどうかというところで論議がありました。これから先、あるときはリーダーシップを発揮していただき、あるときは先輩として指導する立場になっていたいなど、社会と共に支える協働の一員としての認識が必要なのではないかと考えています。 |
| 58 | 積極的なまちづくりの構想から、高齢者の社会参加をどのように図っていくかが、今の甲賀市には必要不可欠です。仮に高齢化率が25%の超高齢社会にあるとして、93,000人の甲賀市民のおよそ24,000人が65歳以上だと思います。7割の人は要支援、要介護の対象でない場合、16,400人の市民の社会参加を企画していくことが望まれます。社会に必要とされ、参加できる場をつくっていくことが、高齢者の生きがいとなり健康を維持していくことの最大の課題であることを考えるとここに大きな人的資源があるといえます。 | |
| 59 | 人権尊重のまちづくりを記載してほしい。 | 人権尊重の意味がこの表現に集約されていると考えます。 |
| 60 | 地域の特性については条文にもりこむべきだと思う。 | 前文に甲賀市の特性を記載しました。 |
| 61 | ①知る権利を持つとともに⇒有するとともに、積極的にかかわる権利を持っています⇒権利があります。にしてはどうか。 | ご意見をいただき検討しましたが、原文のとおりとします。 |
| 62 | ②誰もが等しくの後、「個人として尊重され（個人の尊厳が保障され）、安全にかつ安心して地域での社会生活を営む権利があります。よって、そのためには協働による積極的な地域課題解決にむけての努力も必要です（義務が求められています）。」としては。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |

◆7. 市民参加

| | | |
|----|---|--|
| 63 | 基本条例作成に関して、市民参加・市民の声がまちづくりに反映しうるものを作成願いたい。 | どんな形で参加するかは押し付けられるものではなくて、私たちが当事者意識をもって考えることだと思います。 |
| 64 | 7. 市民参加の②にある市民が決定に関われる仕組みづくりとは例えば何か。 | |
| 65 | 自治振興会発足当時を思い出してほしいが、市長等がいかほど市民の意見を聞いたか、市長等がしくみづくりに務めるのではなくて、市長等はまちづくりのためのしくみづくりから市民が決定できるようにならないと、市長が言ったからしているとなってしまう。文面の中には、「市民が、自ら考え、働きかけ、決定に関われる」とは書かれているが…。 | 市民参加は自分達の考え方、発想でやっていくものであり、イベント・ボランティア・地域のまちおこしなどを考えています。どんな形で参加するかは押し付けられるものではなく、また、ここに書いてあることは基本原則であることから、細かく記載していません。 |
| 66 | ②を「市長等はまちづくりのためのしくみづくりから、その担い手である市民が、自ら考え、働きかけ、決定に関われるよう努めます。」にしてはどうか。 | ご意見をいただき検討しましたが、原文のとおりとします。 |

◆8. 子ども

| | | |
|----|--|--|
| 67 | 子どもについて項目として挙げられた理由は。 | |
| 68 | 8子どもの項目があり、未来を担う子どもはまちづくりにとって非常に大切であるが、「高齢者」「青少年・青年」など他にもあるのに、どうして子どもだけなのか。 | |
| 69 | 「子ども」だけでなく「高齢者」や「障がい者」の文面が必要だと思う。 | |
| 70 | 8番の子どもの年齢はどうに考えておられるのか。まちづくりに参加する子どもというと甲賀市で開かれている子ども議会のように、小学校高学年から中学生と思ってしまう。その年代の子どもに対する視点も大切なと思うが、そこから大人になるまでの間の高校生・大学生に対しての視点も必要だと思う。限りなく大人に近い子どもたちが市の運営などに参画できる場があるかといえば無いように思う。そのあたりはどのように考えておられるか。 | 子どもにやさしいまちが、すべての人にやさしいまちにつながっていくという考え方から、子どもの権利について規定しています。また、子どもは甲賀市のまちづくりに、能力に応じて、子どもの視点で参加参画することができ、参画することで身近に感じ、まちづくりの将来の担い手として大きく成長してほしいという思いが込められています。 |
| 71 | 子どもも市民なのでアと同じ表現にするか子どもだけを特筆しなくてもいいのではないか。 | |
| 72 | 8. の子どもはいらない。削除。 | |
| 73 | 次の世代を担う「子ども」「青少年」についてもう少し書かれても良いと思います。 | |
| 74 | 「8.子ども」は、何歳までなのか。 | 未成年を子どもと考えています。 |
| 75 | 8の子どもの項目だけは権利を保障されるという表現になっているので、子どもをまちづくりに参画させなければならないと解釈できる。 | |
| 76 | 子どものことに関しても、18歳や20歳と言っておられるなら「青少年」という言葉を入れなければならないと思う。子ども・青少年は「地域・社会で守り育てる」という文言になるのではないか。「権利を保障される」ことを条例に記載するのはおかしいと思う。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 77 | 子ども・高齢者・障がい者とし、②として「市長等は、市民と協働して、子ども・高齢者・障がいのある人等が、安心して暮らせるまちづくりを進めます。としてはどうか。 | |
| 78 | 若い人が住みやすいまちづくりが必要。都会の良い面を土山にも取り入れることができれば。また、伝統文化、まつりなどを継続していくためにも若い人の力が必要である。 | 策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し一般的な表現とすることで、この基本条例に向けた骨子案が作成された経緯があります。そのため、本文には具体的な記述が薄くなっていますが、ホームページで会議録をご覧いただければそれぞれの箇所の背景として具体的なことが想定されているかご理解いただけるのではないかと思います。この条例が出来た際には、それを基に具体的な仕組みや取組みが進められていくようになることを期待しています。 |
| 79 | 第2章8で「子ども」についてのみふれているが、子育て年代を含めて若年層が住みよい、住みたいまちづくりが本当に不可欠であると思います。この点が欠けていると思うので、再考してほしいと思います。（子どものみが異常に取り扱われているように思う） | |

◆9. 学びと教育

| | | |
|----|---|-----------------------------|
| 80 | 生涯学習・社会教育の学び、「地域力」をつくるための「地域学」への挑戦。前文への生涯学習、社会教育の掲載 「滋賀の宮村」 | ご意見をいただき検討しましたが、原文のとおりとします。 |
|----|---|-----------------------------|

◆10. 多文化共生

| | | |
|----|---|--|
| 81 | 国際化推進計画に関わっているが、今後、外国人の人口が増えていくといろんな問題が出てくるので、多文化共生という言葉を使わずに、ともに新しい甲賀市の文化を創っていくまちづくりを検討されたい。 | お互いの文化を認め合い、理解を深めすることが住みよいまちになるという思いからこのように表現しました。また、国や県でも「多文化共生」という言葉で政策が行われていることから、それとの整合性を考慮しました。 |
| 82 | 5番の定義では、市民は住民登録しているという意味でなく、市内の人全部という意味で受け止めたが、10番の多文化共生で外国籍の人たちの多文化と触れ合うと相対して記載されているように思える。同じ甲賀市に住んでいる人は同じ市民とした文書にできればいいと思う。 | ここで定義している「市民」は、すべて同じ権利を有することを意味するのではなく、外国籍の方や企業・団体など法律上の権利に違いがありますが、それを前提として、それぞれの立場で、様々な立場で、まちづくりにかかわることが必要であると考えられますので、広い範囲で「市民」を定義しました。 |

| | | |
|----|--|--|
| 83 | 第2項に世界の人々と、とあるが、いきなり世界の人々となっているが広いようで狭められた意味合いになるのではないか。世界の文化というよりも、日本の文化もいろいろ県によって違う訳なので、ここで世界の人々の表現は削除したほうがいいのではと思う。 | ご意見を参考にし、「世界の人々と」の文言を削除しました。 |
| 84 | 前文が矛盾してくると思われます。（日本国民たる甲賀市民として・・・） | この条例で対象とする「市民」の定義は、日本国籍以外の住民の方や事業者、団体なども含むこととしていますが、前文では、条例を制定する者は日本国籍を有する有権者の代表に限られることを明確にするために「日本国民たる甲賀市民」という表現にしています。 |

◆1.1. 安全・安心のまちづくり

| | | |
|----|---|--|
| 85 | ①の「市民の協力・連携により」とあるのを「相互の協力・連携により」としたほうがよい。（「市民は」が主語にあると思うので） | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 86 | 区長には消防団への指揮権がない。区長といえども、消防団を動かせないため、有事の際はどうしようもない。しかも、個人情報は教えてもらえないなど、困った状態になる。自主防災組織の設置を市は促しているが、補助金のアップをお願いしたい。 | 策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し一般的な表現とすることで、この基本条例に向けた骨子案が作成された経緯があります。そのため、本文には具体的な記述が薄くなっていますが、ホームページで会議録をご覧いただければそれぞれの箇所の背景として具体的なことが想定されているかご理解いただけるのではないかと思います。この条例が出来た際には、それを基に具体的な仕組みや取組みが進められていくようになることを期待しています。 |
| 87 | 第1項で、自らの安全を確保したのち、というのはその通りであるが、「自らの安全を確保するとともに、市民の協力・連携により緊急事態に対応するよう努めるものとします。」とした方が文章としてはより具体的であると思う。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 88 | 3項で、また緊急時にはこれらと協働のもと、とありますか「これら」とはどれを指しているのか。 | ご指摘を受け、具体的に表現しました。 |
| 89 | また、第3項に市長の責務が書いており、ここだけ努めなければなりませんとなってるが、「危機管理に努めるとともに、緊急時にはこれらと協働のもと、迅速かつ適切に対応するものとします。」という表現にしたほうが全体の文章としてはいいのでは。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 90 | ②で「自主防災組織等を設立するなど」とあるが、などの前に例えば「避難場所を確保する」といったものを入れて、2つのことばが並んで「など」という表現が使われるのではないか。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 91 | 甲賀市が取り組んでいる「セーフコミュニティ」について、項目を追加してほしい。 | 現段階では認証を受けておりませんので、追加しないこととします。 |
| 92 | ①の5行目、自らの安全を確保するとともに、市民の協力・連携により緊急事態に対処するよう努めるものとします。③2行目、危機管理に努めるとともに、緊急性には、これらと協働のもと、迅速かつ適切に対応するものとします。と修正してはどうでしょうか。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 93 | ④「～に努めなければなりません。また、緊急時には・・・なりません」の文末の表現がおかしいと思う。 | ご意見をいただき検討ましたが、文末の表現は原文のとおりとします。 |
| 94 | 初期段階では、「市民は市民の協力・連携で対処する」のだと思うが、甲賀市の条例としての意味合いを考えるとどうなのだろうか。市長等の役割が一文の中に入れておかないと不安が残る。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 95 | 「市民の協力・連携により対処するよう努めるものとします。」を「市長等と市民の協働により対処するよう努めるものとします」としてはどうか。協力・連携⇒協働、仕組み⇒しくみ | ご意見を参考にし、修正しました。なお、「仕組み」については原文のとおりとします。 |
| 96 | 安全・安心とはこのようなことだけなのだろうか。日常生活を振り返ってみると安全・安心の項目が出てくる。（・詐欺にあわないような対応・日々の生活の不安・子育てにおける不安・子どもの見守り・認知症に伴う徘徊行動・セーフコミュニティとの関わり・高齢化に伴う介護制度への不安） | 策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し一般的な表現とすることで、この基本条例に向けた骨子案が作成された経緯があります。そのため、本文には具体的な記述が薄くなっていますが、ホームページで会議録をご覧いただければそれぞれの箇所の背景として具体的なことが想定されているかご理解いただけるのではないかと思います。この条例が出来た際には、それを基に具体的な仕組みや取組みが進められていくようになることを期待しています。 |

| | | |
|----|--|--------------------------------|
| 97 | 防災・防犯の関係も記載しなければならないと思う。 | |
| 98 | リスク管理に関する事、市（行政）は市民の財産と生命を守ることが一番大事だということが書かれるべきだと思う。 | 111. 安全・安心のまちづくりに思いを表現しています。 |
| 99 | 鮎河の地域防災隊は、区・自治会ではなく、自治振興会に位置づけている。これから、これを変えていかなければならないのか。 | ご意見を参考にし、自治振興会で設立できるように修正しました。 |

◆13. 市民の役割と責務

| | | |
|-----|-------------------------------------|------------------|
| 100 | 市民が積極的行動するとともには、市民が全てを完結するようにとされるが。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
|-----|-------------------------------------|------------------|

◆14. 企業・事業者の役割と責務

| | | |
|-----|---|---|
| 101 | 企業・事業者の役割と責務で、他の市民・市長等とあるがどのような意味か。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 102 | 5定義①で「市民」には「企業・事業者」も含まれているが、14としてわざわざ「企業・事業者の役割と責務」を入れた意味は。 | 企業・事業者も法令の順守や環境への配慮など、地域環境に配慮した活動を行う社会的な役割とともに、地域社会の一員としてのまちづくりへの関わりなどが必要と考え、このように表現しました。 |

◆15. 議会・議員の役割と責務

| | | |
|-----|---|---|
| 103 | 本条例はまちづくりを念頭としていることを前面にしていることは理解出来るが、市民が市政への参加という意味も重要だと考える。条文の全体には市政という文言も出でくるが、全体的に分かりにくいと思う。例えば、15 議会においては①「市民の声がまちづくりに反映されるよう に・・・」は「市民の声が市政に反映されるように」にした方が良いのではないか。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 104 | この内容は基本的なことが書かれているが、個別の規定等があるのか。 | 議会基本条例には個別の内容が記載されています。 |
| 105 | 議会・議員の役割と責務があるが、議会基本条例ができ、自治基本条例と同じくらいに、議会にとっては全ての根源に関わることが定められている訳だが、実際にここには一言も出てこないとなれば、果たしてその各主体の役割と責務について本当にこれで言い切れているのかどうか。もう少し具体的にそれぞれの責務や役割を明確にしている自治基本条例も沢山あるように思う。非常にファジーな部分が多い。そういう部分をどの程度整理をされるのか。 | 議会基本条例には個別の内容が記載されていることから、ここでは理念的な内容を記載することを整理をしています。 |
| 106 | 議会基本条例は別にあるのか。議会も自治の担い手のひとつであり、自治基本条例に結合すべきではないか。 | 議会基本条例は個別の内容、自治基本条例では理念的な内容ということで別の条例とすることにしました。 |
| 107 | 文の表現が議員は「～努めます」となっているのはなぜか。 | いただいた疑問を検討し、修正しました。 |

◆16. 市長等の役割と責務

| | | |
|-----|--|---|
| 108 | 市職員や議員はどうあるべきか基本に戻って研鑽に努めていただきたい。税金の使途、施策のメリハリをお願いしたい。 | |
| 109 | ①に「公平・誠実かつ効率的に職務を遂行し・・・」とあるが、現実には要望書でお願いした件について、中間報告等（見送り・先送りなどの連絡）がなく、こちらから問い合わせないと状況がわからない。この点を改善してもらいたい。 | 策定委員会としても、今回の条例の検討をきっかけとして、具体的な取組みが進められていくようになることを期待しています。 |
| 110 | 「市長等の役割と責務」の中に『市長等は全体の奉仕者として・・・』とあるが、全体と言う言葉は必要ないと思う。また、同じ意味の言葉を使うのであれば、「全体」という言葉は漠然としているので、「地域社会」などに置き換えてよいと思う。 | 「全体の奉仕者」という表現は憲法第15条の文言ですが、漠然としているというご指摘を受け、「市民全体の」と修正しました。 |

◆17. 区・自治会、18自治振興会

| | | |
|-----|--|--|
| 111 | 「区、自治会」の定義がわからない。 「区・自治会」は代表する自治組織、「自治振興会」は支援を行うとなっている。これは、優劣を意味しているのではないか。 | |
| 112 | 地縁団体と自治振興会をどのように結びつけていくのか。 | |
| 113 | 区・自治会と自治振興会との関係は。 | |
| 114 | 区・自治会と自治振興会の役割を明確に。 | |
| 115 | 自治振興会と区・自治会がどう取り組んでいくのか、具体案が見えてこない。 | |
| 116 | 17区・自治会②「地域の現状と課題」とあり、地域で課題解決の方策を練るのは当然。18自治振興会も同じように書いている。自治振興会と区・自治会は同じような仕事をしているということになる。先日、自治振興会と区長の意見交換会があり、区長のほとんどは「自治振興会は何をしているのか、必要なのか」という意見であった。自治振興会はまだまだ浸透していない。補助金や助成金を渡すのは、振興会の事業でなく行政の仕事だと思う。行政の下請けでは、振興会は市民から離れていく。振興会は何をするのか、必要なものは何かを練ってもう少し具体的に示す必要があると思う。 | |
| 117 | 基本条例に、区・自治会、振興会の組織・位置づけ、役割・関連性をわかりやすい表現で謳ってほしい。 | |
| 118 | 策定委員に行政職員も入っているが、区・自治会や自治振興会のこれまでの活動の評価はどのようにされてきているのか。活動の点検をこれから話し合いでやってほしい。26の振興会と199の区・自治会が、そのすべてが市の思う方向にペクトルを合わせて行こうという大きなねらいがあると思う。枠をはめるだけでなく、地域特性も充分に活かせる部分が実現できる内容になっているかをもう一度点検してほしい。 | |
| 119 | 綾野では、区・自治会未組織地域があり、そういったところは自治振興会がまかなわなければならない。そういうところに自治振興会の存在意義があるのではないか。そういうところをもう少し、どこかではっきりさせたほうがよい。 | 区・自治会と自治振興会の定義や関係性などについては、様々なご意見を受けましたので修正しました。今後、この骨子案を受けて、区・自治会と自治振興会の関係や役割がより明確になり、それぞれの地域でまちづくりが推進されることを期待しています。 |
| 120 | 17 18 区自治会、自治振興会もともに目指す目的は同じと考えるが独立した動き・・・と言われているが大変分かりにくいが。 | |
| 121 | 自治振興会と区長が少人数で自治振興会を運営しているので区長は多忙。重ならないようにならないか。 | |
| 122 | 区の事業等に関わっていないものは、自治振興会が何をしているのかわからない。何かあれば区に話をしているが、条例を別にしても一般のものには理解できない。 | |
| 123 | 平成24年から取り組まれている自治振興会向けのまちづくり施策が前向きに進んでいないように思う。 | |
| 124 | 自治振興会とはどういうものかわからないまま今日に至っているが、日々の活動の積み重ねで10年、20年経ったうえで分かってくのではないかを感じている。そういう意味でも、本音を語るものにしてほしい。 | |
| 125 | 振興会設立の条件に「各区長の負担を軽減する」かつ「地域の活性化を図る」とあった。今4年目に入ったが、発言があったように、認知・理解は充分浸透しきれていない。この条例を策定することで、この課題が解消・軽減されるようよう今後説明を続けていただきたい。 | |
| 126 | 区・自治会については本来的に同列に並べるものではないと思っている。区は従来からある行政区という考え方と思うが、自治会というのはあくまで参加するという意思のある人だけが参加する組織である。希望ヶ丘は85%位しか自治会に入っておられないでの、同列に並べられると活動が非常にやりにくい事になるかと思う。自治振興会の設立要件のなかに、自治会・区は必ず入りていなければならぬというような条項になっていたと思う。実態をよく見て頂いて条文を纏めていただかないと現場は混乱すると思う。 | |
| 127 | 区がするのか自治振興会がするのかというところで、役割分担でもめる。どちらにも住みよい地域社会をつくりますという文言がこれは自治会でやれ、これは区でやれ、これは振興会でやれ、という話になりかねないので整理して頂きたい。 | |

| | | |
|-----|---|---|
| 128 | 区、自治会、自治振興会について記載されているが 地域区長会、区長連合会についてではない。はっきり記載しておかないと自治振興会との整合性に混乱をきたすのではないか。また、それぞれの区には規模の大小があり、市から委嘱される役職が多くある。区、自治振興会のあり方をふまえて地域の声が反映できるような体制づくりが必要。条例で細かなところまで表現することはなじまないかもしれないが、あまりにもあいまいでは不十分と思うので規則の制定が必要ではないか。 | |
| 129 | 区、自治会の仕組み、自治振興会の仕組み・制度がなぜ必要なのか。具体的にわかりやすく。 | |
| 130 | これまでの3年間のまちづくりからの課題を解決するような仕組みを入れてほしい。（自治振興会と区・自治会の関係性） | |
| 131 | 従来からある区・自治会と自治振興会との関係・役割・位置づけが、今回の基本条例で明確にされると期待していたが、現（案）条文ではそのあたりがまだ不明瞭な感じがする。 | |
| 132 | 自治振興会の役割について、区・自治会では少子高齢化の流れの中で担い手が不足し、対応に苦慮している。広域的に課題解決を図る自治振興会の位置づけを明確化し、区・自治会との住み分けをお願いしたい。区・自治会における女性の発言できる場、活躍の場が広がるような内容を望む。 | 区・自治会と自治振興会の定義や関係性について分かりにくいというご意見を受け、修正しました。今後、この骨子案を受けて、区・自治会と自治振興会の関係や役割がより明確になり、それぞれの地域でまちづくりが推進されることを期待しています。 |
| 133 | 自治会（区）と自治振興会の関係については、3年経過してもまだ判然としないままである。（多様な地域を全て同じ枠組みでくくろうとするところに問題がある） | |
| 134 | 自治振興会は「広域的な地域課題の解決を図りながら住みよい地域社会をつくります」と書いてありますが、祭り等はされているものの、その他いろいろな地域の課題をどのように解決しようとしているのかわかりません。 | |
| 135 | 18. 自治振興会では必要な支援を行います。20. 「市民活動では積極的な支援に努めます」とあります。自治振興会等規則の区活動交付金で、区・自治会に支援するよう定められていますが、この自治基本条例で市長等が支援することを定め、いや、支援しなければならないまで定めていただきたいのですが、支援の方法は自治振興会を通してよいのでしょうか。基本的に支援することを明示すべきではないでしょうか。このことが議論されていないようにも思います。 | |
| 136 | 区・自治会について、綾野学区には区・自治会を組織していない地域が2つある。そのような地域に対して、区・自治会を立ち上げるための市長等の責務・役割を明記してほしい。 | |
| 137 | 現在、甲賀市の自治会加入率は76.6%と聞いている。区・自治会については、組織そのものが少なかったり、加入する人が少なかったりするため地域間で差があると思うが、団塊の世代が2015年には65歳を迎える、2025年には75歳を迎えるため、地域の仕組づくりがますます大切になってくると思う。基本条例の中で「17. 区・自治会」が記載されているが、自治会加入促進に対する動きはあるのか。 | 策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し一般的な表現として、この基本条例に向けた骨子案が作成された経緯があります。そのため、本文には具体的な記述が薄くなっていますが、ホームページで会議録をご覧いただければそれぞれの箇所の背景として具体的なことが想定されているかご理解いただけるのではないかと思います。この条例が出来た際には、それを基に具体的な仕組みや取組みが進められていくようになることを期待しています。 |
| 138 | 民が主役というが、市民、地域が自分たちの判断、自己責任が問われているように感じた。地域は高齢化が進み、区の役員選出が大変な状況である。自治振興会でも役員選出が困難で受けられない。策定委員会はどのような目線でこの骨子案を作成されてきたのか。 | |
| 139 | 自治振興会のしくみについては、共通理解が得られないままスタートしたように認識しています。市民の声を聴き、協働の精神を生かす意味からも、しくみづくりからかかわっていくことを明確にしておくことが必要です。 | |
| 140 | ①で「区・自治会は、地域住民を代表する自治組織です」と明記されているのが、区・自治会がない地域もあるのにこの表現はおかしい。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 141 | 17条 区・自治会、18条 自治振興会について、自治振興会が設立されるにあたって各地域で目的や趣旨などをご説明いただいたが、この項目に書かれていることは設立の要旨と変わっていないか。 | 自治振興会を設立したときの要旨と変わっていないと考えています。ただし、地域事情により、「分会」の形をとっているところもありますが、その主旨を逸脱しないように記載しました。区・自治会と自治振興会の関係についても、その役割をまとめたものであり、上下の定義をしたものではありません。 |
| 142 | 区自治会と自治振興会との間にいろいろと問題が起きている。③区自治会を尊重し、互いに協力をし合える・・・とあり、区自治会と自治振興会は並列の関係と考えるが、区自治会が重きにおかれているように感じるがどうか。 | |

| | | |
|-----|---|---|
| 143 | 区・自治会では市長等は「～を尊重し」、自治振興会では「必要な支援を行います」と書かれている。役割分担等それあると思うが、実態と表現が一致していないところも見受けられる。一定整理が必要かと思う。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 144 | 18-①は自治振興会の現実は、17の区・自治会に入るのでないか？広域的な地域課題の解決は現状とかけ離れている。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 145 | 地域住民の代表とはどういう意味か。自治振興会は地域の代表ではないのか。区・自治会にだけなぜ代表という表記がされているのか。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 146 | 人口が3,000人を基準として分会となっている自治振興会もある。1つの区で構成された自治振興会の分会は広域ではないということ、また、区・自治会に加入していない住民がいるにもかかわらず、地域住民を代表する組織というのも整合性が取れていない。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 147 | 自治振興会でまちづくり計画に基づきとあるが、計画策定が必要ということか。計画ができていなければ、罰則は無いが自治基本条例に則していないから早く作るよう強制されることになる。 | 計画にもとづいて交付金が交付され、あわせて、中期の計画もそれぞれ自治振興会で策定されています。税金を原資とした交付金であるため、何に基づいて交付されているかを明記したものであり、その根拠を示すものだと考えます。 |
| 148 | ②で「まちづくり計画に基づき」とあり、裏を返せば必ずまちづくり計画をつくりなさいということ。みなくち自治振興会の計画書はほぼできている。他の自治振興会も必ず計画を作り特色あるまちづくりをするのが責務となり、この点で拘束されている。 | 地域の実情に応じてまちづくりをしていく、それが自治振興会だと思いますので、まちづくりの指標的なことがこの骨子素案に記載されていると考えています。 |
| 149 | 自治振興会ができたことで条例をつくってしまうと条例によってしばられると、地域で変わった事業をしようとしても自由なまちづくりできなくなるのでは、地域の意見を聴くことが必要。 | この条例は、安心して暮らせる住みよいまちをつくっていくことを目的としており、必ずしも市民を縛るものではありません。また、5. 条例の位置づけにあるようにまちづくりの基本となることから、今後この条例に基づいて見直されていくことになると考えます。 |
| 150 | 甲賀市は今まで条例がなくてもやってきた。今更明文化して法的バックアップを取って、その中で権利と義務をはっきりさせると、この条例が施行されたら法律なので、これによって市民、区・自治会や自治振興会がこれに拘束される。先行している区・自治会や自治振興会の規約、法律に基づく委員会等の規則などに、この条例と相反する条項があれば、改正するようになって行くと思う、それが条例。先行している区・自治会や自治振興会の規約、法律に基づく委員会等の規則などに、この条例と相反する条項ができたときには、どうするのか。 | 概ね小学校で設置されるのが趣旨ではありますが、地域の事情等があるため分会という形で存在しています。これはあくまで暫定的な姿であり、現在計画されている分会の地域づくり計画は、将来的に1つの自治振興会となった場合、その基本となって継続されるものと考えています。 |
| 151 | 自治振興会の分会について今後はどう扱っていくのか。 | 地域の課題がそれぞれ違うことから自治振興会・区・自治会により様々な取り組みがされています。現在は、権限移譲はありませんが、自治振興交付金を活用し地域で課題解決に向けて事業展開されています。 |
| 152 | 今は分会という形ではあるが、将来的には合併していくという内容と理解しているか。 | 自治基本条例の策定の時期をめぐっては、自治振興会設立前に策定されるべきであったというご意見と自治振興会設立後の検討でよかったですというご意見の相反する意見をいただきました。平成23年度に自治振興会が設立され、各地域で様々な取り組みが始まりました。甲賀市では、より実態に応じたルールづくりを進めていくことが望ましいのではないかとの理由から、自治振興会設立から3年を経過し、合併から10年を経過した今、甲賀市らしい「自治基本条例」を策定することとしたと聞いています。 |
| 153 | 宮崎県綾町の自主公民館制度みたいなまちづくりをされると感じている。地域コミュニティの限度は100～150戸と思う。市では、自治振興会に権限を委譲していくつもりでいるのか。 | 自治基本条例の策定の時期をめぐっては、自治振興会設立前に策定されるべきであったというご意見と自治振興会設立後の検討でよかったですというご意見の相反する意見をいただきました。平成23年度に自治振興会が設立され、各地域で様々な取り組みが始まりました。甲賀市では、より実態に応じたルールづくりを進めていくことが望ましいのではないかとの理由から、自治振興会設立から3年を経過し、合併から10年を経過した今、甲賀市らしい「自治基本条例」を策定することとしたと聞いています。 |
| 154 | 自治振興会の設立前にこの条例があれば良かったと思う。地域によって課題が違う。なぜ、今まで遅れたのか。一度、自治振興会を含めて、甲賀市を総括し、良かったのか、良くなかったのかをはっきりさせることで良いものができる。 | 自治基本条例の策定の時期をめぐっては、自治振興会設立前に策定されるべきであったというご意見と自治振興会設立後の検討でよかったですというご意見の相反する意見をいただきました。平成23年度に自治振興会が設立され、各地域で様々な取り組みが始まりました。甲賀市では、より実態に応じたルールづくりを進めていくことが望ましいのではないかとの理由から、自治振興会設立から3年を経過し、合併から10年を経過した今、甲賀市らしい「自治基本条例」を策定することとしたと聞いています。 |
| 155 | 自治基本条例策定がなぜ今になったのか。自治振興会設立前に基本条例が策定されるべきと思うが。 | 自治基本条例の策定の時期をめぐっては、自治振興会設立前に策定されるべきであったというご意見と自治振興会設立後の検討でよかったですというご意見の相反する意見をいただきました。平成23年度に自治振興会が設立され、各地域で様々な取り組みが始まりました。甲賀市では、より実態に応じたルールづくりを進めていくことが望ましいのではないかとの理由から、自治振興会設立から3年を経過し、合併から10年を経過した今、甲賀市らしい「自治基本条例」を策定することとしたと聞いています。 |
| 156 | 区・自治会や振興会の会則や規約ができるまでに、先行して自治基本条例を作らないと駄目。地方自治法によって、自治体は自治基本条例を定めるよう推進すると決められている。それで慌てて動き出したのではないか。実際は、区・自治会だと振興会、健康福祉会など既に動いている。市ではそれを束ねてコントロールしようとして、ボトムアップのような形でこの条例を出してきた。本来ならトップダウンでしたらいいが、それでは「自治」とは言えないから、名目上ボトムアップのようにした。 | 自治基本条例の策定の時期をめぐっては、自治振興会設立前に策定されるべきであったというご意見と自治振興会設立後の検討でよかったですというご意見の相反する意見をいただきました。平成23年度に自治振興会が設立され、各地域で様々な取り組みが始まりました。甲賀市では、より実態に応じたルールづくりを進めていくことが望ましいのではないかとの理由から、自治振興会設立から3年を経過し、合併から10年を経過した今、甲賀市らしい「自治基本条例」を策定することとしたと聞いています。 |

| | | |
|-----|---|---|
| 157 | 自治基本条例は、自治振興会発足後の検討でよかったですと思っている。自治振興会は4年目に入っているが、26の振興会や区・自治会、それぞれが違うということがわかったことが大きな意味のあるところなので、それを自治基本条例にどう生かすかだと思う。 | 自治基本条例の策定の時期をめぐっては、自治振興会設立前に策定されるべきであったというご意見と自治振興会設立後の検討でよかったですというご意見の相反する意見をいただきました。平成23年度に自治振興会が設立され、各地域で様々な取り組みが始まりました。甲賀市では、より実態に応じたルールづくりを進めていくことが望ましいのではないかとの理由から、自治振興会設立から3年を経過し、合併から10年を経過した今、甲賀市らしい「自治基本条例」を策定することとしたと聞いています。 |
| 158 | この条例は自治振興会を運営していくためのものだと思っていた。 | 自治基本条例は市の運営全体に関して、理念、原則、制度など「自治の仕組み」や「まちづくりの基本ルール」を定めるものです。 |
| 159 | ②③の間に、区自治会の支援により・・・などの文言を入れるべきではないか。 | 項目は増やしませんが、文言は一部修正しました。 |
| 160 | ②に振興会の定義をされているが、あまりにも広範囲になるので、「その地域に住む、または活動するすべての市民を会員とし」を「地域住民及び本会の目的に賛同する地域内の各種団体及び事業所を会員とし」に変えていただけないか検討してほしい。 | ご意見をいただき検討しましたが、原文のとおりとします。 |
| 161 | 18自治振興会②に「まちづくり計画」と表現されているが、自治振興会の設立時の市の手引きには「地域計画」とされている。私は「まちづくり計画」は甲賀市全体のことと、23ある地域特有の事を謳うのが「地域計画」と思うし、市も22年度の時には「地域づくり計画」を作るようという表現をしていましたので、「地域づくり計画」に変更してほしい。みなくち自治振興会の規約にも「地域づくり計画」と2箇所で謳っている。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 162 | 18自治振興会③に「必要な支援を」と書かれているが、「支援」ではなく「協働の下で行う」という表現にできないか。「支援」は上から下という思いをもたらす。「協働」の定義があるので「協働」にしてはどうかと提言する。 | ご意見をいただき検討しましたが、原文のとおりとします。 |
| 163 | しきたりや行事に関わりたくないという人がいるが、新しい区についての取り扱いについて。また、26ある自治振興会の成功例や悪い例についての情報を共有したい。 | 市役所の担当課で対応してもらうように伝えます。 |
| 164 | 自治振興会ができたメリットは何か。 | 将来を見据えて広域的な地域課題の解決を図れることがその趣旨だと考えます。 |
| 165 | そもそも自治振興会は何のためにできたのか。自治振興会で解決するものがない。予算を減らすのが目的なのか。 | 予算を減らすことが目的ではなく、少子高齢化に備えた新しいコミュニティの形と考えています。 |
| 166 | 自治振興会の設立要件のなかに、自治会・区は必ず入っていなければならぬ。というような条項になっていたと思う。 | エリア内の区・自治会を包括する組織であるので、区長さんには必ずそのなかに入っていることが要綱に記載されています。 |
| 167 | 17、18で区、自治振興会の整合性をこれまで委員会でどのように議論してきたのか。 | 策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し一般的な表現として、この基本条例に向けた骨子案が作成された経緯があります。また、各地区においてそれぞれ区・自治振興会のあり方についてはまだまだ混乱があることから、市民の声を聞く会においても広く意見を伺うことで骨子案に反映できればと考えています。 |
| 168 | 地域区長会の記述がないのは今後広域的なことは自治振興会で取り組んでいくということになるのか、これまでこの条例を策定することによってそれぞれの役割を明らかにするということだったはずだが、地域区長会、自治振興会それぞれ役割を担ってきているのに自治振興会のみ記載があるのはおかしいのではないか。地域区長会に対しても記載があるべきではないか。 | 地域区長会は、区・自治会の連合組織です。今後、この骨子案を受けて区・自治会と自治振興会の関係や役割がより明確になっていく中で、その位置づけも定まっていくことを期待しています。 |
| 169 | 条例をつくるまでの間は区長会と自治振興会の役割分担は暫定的なもので条例で明らかにすることが前提だったはず。明記しなければ混乱する。 | |
| 170 | 旧町ごとに事情が違うと言ってしまえば何のために合併したのかということになるのではないか。 | |
| 171 | 連合会がしっかりしていないので意見がまとまらないのではないか。 | |

| | | |
|-----|---|---|
| 172 | 17. 区・自治会についてですが、市長等の支援はないのですか。 | 支援という表現は使っていませんが、互いに協力しあえる関係をつくることとしています。 |
| 173 | 第4章18の3 「必要な支援を行います。」を「積極的に行います」または「積極的な支援を行います。」に。 | ご意見をいただき検討しましたが、原文のとおりとします。 |
| 174 | ②みんなで共有しの後、「課題を解決しながら」を追加しては。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |

◆19. 協働によるまちづくり

| | | |
|-----|---|---|
| 175 | 協働によるまちづくりについて、協働しての後に「差別のないまち、活力のあるまち、福祉の」と入れてはどうか。 | ご意見をいただきましたが、4. 目指すまちの姿に盛り込まれており、文言は一部修正しました。 |
| 176 | 協働によるまちづくりについて、「市民・議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働して差別のないまち、活力のあるまち・福祉のいきとどいたまちづくりに努めます」とし、まちづくりについて、めざすまちの姿を補足されたい。 | |

◆20. 市民活動

| | | |
|-----|---|--|
| 177 | 市民活動について、斎王群行の実行委員会をして感じたが、市からの補助金が大きく減額され、地元は事業の存続に大変な思いで取り組んでいる。ひいては、実施するかしないかの選択まで迫られるような事態になっている。市民活動をするうえでは、人・物・金が必要であることからも、委員会でこのような実態に基づいた意見が出ていたのかどうか。 | 策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し一般的な表現とすることで、この基本条例に向けた骨子案が作成された経緯があります。そのため、本文には具体的な記述が薄くなっていますが、ホームページで会議録をご覧いただければそれぞれの箇所の背景として具体的なことが想定されているかご理解いただけるのではないかと思います。この条例が出来た際には、それを基に具体的な仕組みや取組みが進められていくようになることを期待しています。 |
|-----|---|--|

◆21. 住民投票

| | | |
|-----|--|---|
| 178 | 「市民」の定義は謳われているが、住民投票の「住民」の定義は。 | 住民投票について設けること自体を疑問とするご意見をいただきましたが、策定委員会では甲賀市のまちづくりに関して、将来を大きく左右するような影響を及ぼすと考えられる重要な事項について、住民の意見を直接聞き、その結果をまちづくりに反映させる必要があると考える場合には、住民投票を実施することができるということを規定しました。しかし、投票により住民の意志を直接確認することが望ましい場合もあると考えられる一方で、むやみに住民投票制度が用いられると住民間の対立をかえって深刻化させ、市政運営が円滑に行われなくなる恐れもあります。そのため、住民投票に必要な事項は、事案ごとに住民投票条例を定め、この条例の検討過程で投票権を有する者など住民投票の案件にふさわしい方法をその都度、設定することとします。なお、重要な事項であっても、一部特定の地域や住民にかかる事項は、住民投票の対象に適さないと考えられます。 |
| 179 | 住民投票で住民を定義しなければ、外国人も対象になる。市民の定義がなされている以上は、住民の定義もした上で、案件によって投票権者をその都度別に定める条例で決めるのでならば納得できるが、すべてを別の条例に委ねるのであれば、あえて自治基本条例で謳わなくてもいいのではないか。 | |
| 180 | 外国人の投票権を条文で盛り込んでいるのか。 | |
| 181 | 住民投票については、市長が実施することとしているのか。 | |
| 182 | 住民投票は、この条例で記載しなくても地方自治法でもできるしくみがある。ここでわざわざあげるのは、場合によっては危ういと思う。この項目は削除してもらいたい。 | |
| 183 | 外国人の投票権を条文で盛り込んでいるのか。 | |
| 184 | 住民投票を実施することを基本的に考えているのか。 | |
| 185 | 別に条例を定めると、この条例と並行で住民投票の条例をつくるのか。 | |
| 186 | 何故、この条項が必要なのかわかりません。 | |
| 187 | 特に住民投票は危険だと思う。 | |

| | | |
|-----|--|---|
| 188 | 住民投票に関しては、必要ないと考えます。地方自治法第74条で直接請求としての記載があります。これで、十分かと思います。リコールは有権者の1/3の連署が必要ですが、条例制定、改廃は有権者の1/50とハードルは高くないと、これで十分だと考えます。また、市政に関する「重要事項」は、たとえ住民投票の結果に拘束力は無いとしても、浮動票のような我々一般市民の声ではなく、将来の甲賀市を見据えた事案を熟考でき、また、それが務めの我々が選んだ市長、議員の方々で今まで正しい判断、対応が出来ており、今後もできると考えます。「別に条例を定めることによって」と記載されていますが、このような曖昧な文章が入っていることに大きな不安を感じます。結論として、自治基本条例は甲賀市には必要ないと考えます。 | 住民投票について設けること自体を疑問とするご意見をいただきましたが、策定委員会では甲賀市のまちづくりに関して、将来を大きく左右するような影響を及ぼすと考えられる重要な事項について、住民の意見を直接聞き、その結果をまちづくりに反映させる必要があると考える場合には、住民投票を実施することができるということを規定しました。しかし、投票により住民の意思を直接確認することが望ましい場合もあると考えられる一方で、むやみに住民投票制度が用いられると住民間の対立をかえって深刻化させ、市政運営が円滑に行われなくなる恐れもあります。そのため、住民投票に必要な事項は、事案ごとに住民投票条例を定め、この条例の検討過程で投票権を有する者など住民投票の案件にふさわしい方法をその都度、設定することとします。なお、重要な事項であっても、一部特定の地域や住民にかかる事項は、住民投票の対象に適さないと考えられます。 |
| 189 | 委員は全員賛成しているのか。 | 条例にあえて定めなくてもいいのではないかという意見もありましたが、策定委員会において十分に議論させていただいた結果、最終的に記載することとなりました。 |

◆ 23. 情報の公開

| | | |
|-----|--|---|
| 190 | 情報の公開のところで、別に定める条例というのは市の情報公開条例のことか。 | 市の情報公開条例のことです。 |
| 191 | 「市民にわかりやすく公正に提供」を「市民にわかりやすく情報を公正に」。 | ご意見を参考にし、一部修正しました。 |
| 192 | 情報の公開について、視覚・聴覚障がいの方への公平な公開、情報の伝達に遅れがないようお願いしたい。 | 策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し一般的な表現とすることで、この基本条例に向けた骨子案が作成された経緯があります。そのため、本文には具体的な記述が薄くなっていますが、ホームページで会議録をご覧いただければそれぞれの箇所の背景として具体的なことが想定されているか理解いただけるのではないかと思います。この条例が出来た際には、それを基に具体的な仕組みや取組みが進められていくようになることを期待しています。 |
| 193 | 市民がまちづくり行なうなかで、まちづくりの情報を自ら得るようにしているが、認知症の方などからは、なかなか情報が得られにくい。民生委員児童委員の方と話していても、地域の情報が分かりにくいといった声もよく聞く。民生委員児童委員に対する情報公開について、考えていく必要があると思う。 | 策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し一般的な表現とすることで、この基本条例に向けた骨子案が作成された経緯があります。そのため、本文には具体的な記述が薄くなっていますが、ホームページで会議録をご覧いただければそれぞれの箇所の背景として具体的なことが想定されているか理解いただけるのではないかと思います。この条例が出来た際には、それを基に具体的な仕組みや取組みが進められていくようになることを期待しています。 |

◆ 24. 個人情報保護

| | | |
|-----|--|---|
| 194 | 個人情報の保護はよくわかるが、委員等の役職をしていれば、開示を願い出た時には、すみやかに対応してもらえないのか。（特に災害時の支援など） | 具体的な運用は、条例の趣旨にのっとり、適正に行われるようになることを期待しています。 |
| 195 | 保有する情報を適正に管理という表現があるが、どういうことか。 | 外部からの不正アクセスや漏洩などにより、個人の人権が侵害されることがないよう最も適切でふさわしい方法により管理するものと考えています。 |
| 196 | ②は市民はお互いのプライバシーを侵害してはならない旨、まわりくどい表現をせず、ストレートに記した方がよろしくないでしょうか。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |

◆ 25. 行政運営の基本原則

| | | |
|-----|---|--|
| 197 | ②最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりませんとあるが、当たり前ではないか。条例でこのようなことをあえて記載するのか。 | 「最小の経費で最大の効果」は、地方自治法第2条第14項にも掲げられている言葉ですが、甲賀市の行政運営の基本原則としても重要であると考え、あえて記載しました。 |
|-----|---|--|

◆ 26. 総合計画

| | | |
|-----|--|--|
| 198 | 総合計画は法的な義務付けはなくなった。市長等が計画するといいが、この条例で縛ってしまうことに対する議論はなかったのか。 | 総合計画は、法律による義務付けはなくなったものの、まちづくりの大変な部分であると考えます。このため、甲賀市においては、新たに条例で規定していくことが適当であると考えました。 |
| 199 | 地方自治法で総合計画の策定をなくす改訂が行われたが、その理由を知りたい。（甲賀市が策定する計画の参考になる情報が潜んでいるかもしれない） | 法律による策定義務はなくなりましたが、それは「不要」という意味ではなく、法律による義務に応じた計画策定から、住民本位の計画策定への転換が図られ、市の自主的な取組みとしての総合計画に生まれ変わることが求められていると考えています。 |
| 200 | 総合計画で、議会の議決を経ても市民参加がなければ意味がない。議会は市民の代表であるが、市民そのものではない。市長等は「市民参加により計画を策定し」を追加すべき。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |

◆27. 財政運営 ◆28. 財産管理

| | | |
|-----|---|--|
| 201 | 27番の財政運営や28番の財産管理が2行しか書かれていない。ここが議論されていないように思う。 | 策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し一般的な表現とすることで、この基本条例に向けた骨子案が作成された経緯があります。そのため、本文には具体的な記述が薄くなっていますが、ホームページで会議録をご覧いただければそれぞれの箇所の背景として具体的なことが想定されているかご理解いただけるのではないかと思います。この条例が出来た際には、それを基に具体的な仕組みや取組みが進められていくようになることを期待しています。 |
| 202 | 鮎河保育園が管理が行き届かず雑草が生い茂った状態になっている。公有財産を本当に適正な管理、運用等することができるのか。 | 市の保有する財産は、市民の共有財産であり、その管理及び活用に関する市長等の責務を規定しています。適正に管理・活用されていない場合は、市民として問題の解決に向けて、声をあげていただくことも必要です。 |
| 203 | 28の財産管理で、公有財産については適正管理することが述べられていますが、地縁団体財産や私財産等他の財産の管理者も適正管理することも、うたっていただきことが必要だと思います。（理由）土地に対するトラブルが多く発注しています。公平、公正に土地の管理判断をしていただくことが、市民に課せられたものと思われます。 | 市の保有する財産は、市民の共有財産であり、その管理及び活用に関する市長等の責務を規定しています。適正に管理・活用されていない場合は、市民として問題の解決に向けて、声をあげていただくことも必要です。なお、地縁団体財産や私有財産等についても、その管理は13-②に掲げるよう社会的規範を守り適正に行っていただくことが期待されます。 |

◆29. 行政評価

| | | |
|-----|--|--|
| 204 | 特に行政運営・行政評価があるが、手法の一つまで記載する必要があるのか。 | 行政は、住みよいまちをつくしていくための主体として大きな役割を果たしていますので、市民だけでなく行政のあり方についても基本的な考え方を規定する必要があると考えます。 |
| 205 | 行政評価ももう少し具体的に記載しなければならないように思う。 | 策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し一般的な表現とすることで、この基本条例に向けた骨子案が作成された経緯があります。そのため、本文には具体的な記述が薄くなっていますが、ホームページで会議録をご覧いただければそれぞれの箇所の背景として具体的なことが想定されているかご理解いただけるのではないかと思います。この条例が出来た際には、それを基に具体的な仕組みや取組みが進められていくようになることを期待しています。 |
| 206 | まちづくりの基本原則を定めるとあるが、財政（歳入歳出）は、一番大切だと思う。無駄な施設の統廃合についてや議員・職員数が適正かどうかなども大切だと思う。行政職員の評価をどうするかなどの考え方を聞いたい。 | 行政評価の趣旨は、分析・評価を通じて常に組織の業務の改善を図っていこうとするものであり、一方、個別の職員の評価は市長の人事権に含まれるものであることから、ここでは職員の評価まで書くことは、適切ではないと考えました。 |

◆30. 説明責任

| | | |
|-----|---|---|
| 207 | 市長等の説明責任が記載しており、第3章にも「各主体の役割と責務」が書かれている。この中で、市民の役割と責務は強く感じるが、議会や市長等の責務については緩く感じる。市長等の責務については「30. 説明責任」にも書かれているが、第3章の中で市民の責務とバランスをとってもよいと思う。 | 行政運営における市長等の責務として説明責任を記載しました。 |
| 208 | 信頼を得るため必要である。しかし、現状の課題が山積しているが。 | 市長等は事業の内容や計画段階から実施、評価について市民に理解が得られるよう分かりやすく説明することが求められると考えています。 |

◆31. 条例の見直し・推進

| | | |
|-----|---|--|
| 209 | 条例の見直しを検討するのは”市長等”だけで良いか。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 210 | 市長等に、今回の条例作成に係る委員が含まれているならいいと思います。 | 「市長等」には、今回の自治基本条例策定委員は含まれないと考えますが、条例の見直しにあたっては、市民も関わるように文言を修正しました。 |
| 211 | 「市長等は」⇒「市民・市長等は」②で前項の前に「市民の声を最大限反映し」を追加 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 212 | 条例の見直し方法についても、具体的に示された方がわかりやすいかと。 | |
| 213 | まちづくりの基本原則に当然仕組みの検討が入ってくると考えられる。実践者である市民の声が届かないことも考えられるため、7. 市民参加の一部変更が必要である。 | ご意見をいただき検討しましたが、7. 市民参加は原文のとおりとします。 |

◆その他全体に関する意見等

| | | |
|-----|-----------------------|---|
| 214 | 市民の声を聴く会は市内で何箇所されたのか。 | 水口エリア5か所、土山エリア4か所、甲賀エリア1か所、甲南エリア1か所、信楽エリア5か所の合計16か所で開催しました。 |
|-----|-----------------------|---|

| | | |
|-----|---|--|
| 215 | 他の地域の参加状況はどうか。市民の参加が少ないのが現実であり、まちづくりへの参加を積極的によりかけてもそれが住民であることから、まちづくりは行政が主導的にしてくべきだと思う。 | |
| 216 | 住民が自由に発言できるような「市民の声を聴く会」も必要かと。住民が理解するには条例の内容が難しい。もう少しわかりやすい表現をお願いしたいです。 | 区長さんを通じて開催のチラシやあいこムこうかによる音声放送によるお知らせをしてまいりましたが、残念ながら参加者が少なかったことは、広報努力が足りなかつたということですので、市民の声を聴く会の反省点として受け止めたいと思います。今後、骨子案を受けて、市が主催するタウンミーティングやパブリックコメントにおいて、多くの市民の声が反映されることを期待しています。 |
| 217 | 本条例の重要性からも、本日のこの参加人数で市民の声が聴けたとするのか。 | |
| 218 | もっと市民の声を聞いていくべきではないか。 | |
| 219 | 市民の声を聴く機会が少なかったと思います。今一度このような機会をつくってください。甲賀市の良さを知る機会がなかった。情報の提供をもっと充実してほしいです。 | |
| 220 | 自治基本条例の策定で最も大切なのは、策定にできるだけ多くの市民が参加することである。本日の会も参加者が少なくさびしい。市民は興味がないのではないか。この条例に関しては、興味がないから放っておけばよいものではないと思う。条例を作ることが目的ではなく、「市民との対話、参加」が目的であり、そのための時間。労力を惜しむべきではないと思う。結果として、条例策定まで至らずとも、多くの市民にまちづくりへ関心を呼び起こすことができるものならば、それだけで成功である。魂の入った条例となるよう今後ともがんばってください。 | 区長さんを通じて開催のチラシやあいこムこうかによる音声放送によるお知らせをしてまいりましたが、残念ながら参加者が少なかったことは、広報努力が足りなかつたということですので、市民の声を聴く会の反省点として受け止めたいと思います。また、策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面で市が合併したことで活動していく困っていること、壁を感じていることなど、あるいは、甲賀市の特徴（強み・弱み）について、条例ができるとどのように改善されるのかという意見をワークショップなどをしながら出し合い、それを集約し表現することで、この基本条例に向けた骨子案が作成された経緯があります。この条例ができた際には、それを基に具体的な仕組みや取組みが進められていくようになることを期待しています。 |
| 221 | 当然、今までにあった条例だと思っていた。今回の市民の声を聴く会については、不都合か否か、また、新しい意見を聴く場と思っていたのでがっかりした。 | この骨子案を受け、良い条例ができて、それが生かされることを期待しています。 |
| 222 | 他の自治体では何パーセントぐらい策定しているのか。 | ホームページでは1,700ほどの地方自治体のうち308自治体で制定されています。（H26.3.26時点）。名称は「自治基本条例」でないものもあります。 |
| 223 | 県内の自治基本条例を作成されている状況は。 | 県内19市町のうち、5市、1町の合計6市町が制定済みです。 |
| 224 | 今回の意見等の反映の確認はどのような方法があるのか。 | |
| 225 | 聴く会で出た意見・要望・提言今適切な答えは無理だと思うので、再度策定委員会で議論いただき、結果を「この意見・提言は〇条で表していく」「条例にそぐわない」「〇条を訂正した」などをわかるような情報を後日公開してほしい。 | 頂戴した意見や感想、ご指摘内容について策定委員会で検討し、骨子案を作成します。その骨子案の資料に市民の声を聴く会で出された意見と、策定委員会の考え方などの対応について明記し、ホームページや各地域市民センターでご覧いただけるようにしていきたいと考えています。 |
| 226 | 今日の回答はいつももらえるのか。 | |
| 227 | この場の内容は、どのような形で返答してもらえるのか。個別の対応はないと思うが、また、議事録として残すのか。 | |
| 228 | 甲賀市は非常に広くそれぞれの地域の実態に合う合わないが出てくると思うが、最終的にどのようにまとめるのか心配。相当な意見が出てくると思う。 | |
| 229 | この条例の制定スケジュールを回答してほしい。答申はいつごろ、何年の何月議会で提案予定か、など) | 3月に答申をします。その後、市で条例素案を作成し、タウンミーティングやパブリックコメントが実施されます。予定通り進めば9月議会に上程される見込みとしております。 |
| 230 | この条例はいつまでに作るものか。このような会以外でも、これからも意見は言えるのか。 | 策定委員会では、いただいた意見を持ち帰り骨子案を作成し、3月に市長へ答申します。その後は、市が条例素案を検討され市主催のタウンミーティングやパブリックコメントを行い、議会に上程されることとなります。 |
| 231 | この条例を制定する期限はあるのか。 | |

| | | |
|-----|--|---|
| 232 | 市民が活動する場は区・自治会であり、各区・自治会での決め事を十分把握し、現状実態にそったものにしてもらいたい。市民全員が賛同するような区・自治会の場でも説明する場を設定するよう進めてください。 | 今後、骨子案を受けて、タウンミーティングやパブリックコメントが開催される予定です。条例ができる際は区・自治会はもとより、広く市民に周知されることを期待しています。 |
| 233 | この条例に従わなければ罰則を受けるのか。 | 罰則は個別の具体的な規定に違反した場合に、適用されるものですが、この条例はまちづくりの基本原則を定めるものであり、罰則を規定することはなじまないと考えています。今後、骨子案を受けて、タウンミーティングやパブリックコメントが開催される予定です。条例ができる際は幅広い年齢層へ周知されることを期待しています。 |
| 234 | 市民の声を聴く会はまず、中学校の授業で開催されたらいいかがでしょう。幅広い年齢層でないといいものはできません。条例とはその地域独特の法律で、違反された人に処罰を与えるものだと思います。おきて又はあまりがいいでしょう。 | 条例はその自治体の中だけで法的な効力をもちます。また、この条例は罰則を設けるものではありません。努力目標といわれるかもしれませんが、方向を示す合意事項と考えています。市長等が行うものについては「〇〇しなければならない」と記載しました。 |
| 235 | この条例は、法より下位の位置づけだと思うが、拘束力はあるのかそれとも努力目標として策定するのか。「〇〇しなければならない」という表現がほとんどなく、「〇〇します」という宣誓しているような表現が多いので、どのような考え方でそうなっているのか。 | 条例はその自治体の中だけで法的な効力をもちます。また、この条例は罰則を設けるものではありません。努力目標といわれるかもしれませんが、方向を示す合意事項と考えています。市長等が行うものについては「〇〇しなければならない」と記載しました。 |
| 236 | これまでの委員会の議事録について、誰がそういう発言をしたのかがわからない。どういった経緯で物事が決まったのかがわからないので、あらためて作成できないか。 | 策定委員会が始まった時点でどういう形で残すかを議論しましたが、他市でも委員名のない会議録が多いことや、また、個人の名前が出てしまうと圧力がかかる恐れがあり、自由な発言を出しにくいのではないかと懸念される委員がいました。議論を重ねた結果として委員名は出さないことで議事録を作成することとなりましたのでご理解ください。 |
| 237 | せめて「A委員、B委員」などの記載の配慮をしていただければ。今後何回か開かれるのであれば、検討いただきたい | ご意見を踏まえ、第19回の会議から「市民委員」と「府内委員」を区別した議事録としました。 |
| 238 | 市民委員と府内委員の委嘱について、割合的に府内委員主導で進んでいないのか。 | 市民委員の発言が圧倒的に多いなかで議論してまいりました。 |
| 239 | 自治基本条例策定委員条例によってこの条例を作ることを前提に進めているものだと認識しており、議会を通っていると判断しているが、その場合議会の決定で策定を進めるとなっているから取り組んでいるという形で、話が進んでいると思う。議会で決まった時の内容は如何な感じだったのか。 | 市が必要であるという判断の下に策定委員なり府内作業委員も含めて議論を進めています。このことは議会でも承知されておりますが、条例を作りなさい、あるいは作ってもいいですよといった事に対する議会の判断は現在入っていません。最終的にこの原案は、市長が議会に提案して議会にその制定を委ねるものです。 |
| 240 | 自治基本条例の策定条例は時限の条例だと思う。作ることが目的となっていると思うし、策定されるまでが条例の効力があると。作るベースでそもそも動いているという形でよろしいか。 | 委員会条例の制定の日までという事で委嘱を受けています。 |
| 241 | 自治基本条例策定委員会のなかで今は話をしているということでいいのか。スライド4枚目にある点線を超えていないということで。 | 自治基本条例策定委員会として市民の声を聴く会を開催し、お話しをさせていただいております。 |
| 242 | 策定委員会を傍聴させていただいた時に、かなり市の府内作業チームの方が積極的に発言されていたように思う。そもそもこの点線というのは当初から超えているのではないかと思う。委員会は条例で20名以内で定められているが、その会議の場は約40名近い人で運営されていたが、各担当課の方たちが各担当課の内容にあわせてかなり議論をされていたように思う。委員の発言に対してかなり市の意見として盛り込んでおられたように感じた。自治基本条例は反対ではなくむしろ賛成だが、自治基本条例策定委員会条例を制定し、まちづくりの条例作っているのでその条例を守らないような形で条例を作るというのは如何かと思う。また、誰がどのような発言をしたか、担当課がどのような発言をしたか、情報公開請求をさせて頂いて担当課発言等を調べたが、情報公開をした時点で議事録には委員としか名前が出ていない。委員A、委員Bでもなく、担当課AでもBでもない。誰が何を発言したか全く判らない状態で市・市民がごちゃまぜの委員会を開いているとどちらても仕方がないのではないか。この先、あの点線を越えた後に何が起きるのか、もう少し具体的に回答頂けると嬉しい。 | 府内作業チームの職員は、当初それほどご意見を述べられる事はなく、骨子案について具体的な検討に入った時にだいぶ述べられる事が多くなっただという印象はあります。ただ、それほど自分が所属している課であるとか、組織の意向を汲んで話しておられる印象は受けていません。点線以降の話は何とも言えませんが、骨子案そのものが大きく市のなかで変えられるということは策定委員会の存在そのものを否定するような形になりますし、そういうことは無いと考えています。 |

| | | |
|-----|--|--|
| 243 | 議事録の請求をしたが、そもそも議事録を請求すること自体が悪であるという形で決めておられる。議事録請求する人間というのは悪意があって、誰が何を言ったか委員を突いてくる可能性があるので、そういうことはしません。という形を委員で決められている。議事録に残っていない以上は誰が何を発言したかというのは判らない。それを言っておられるかどうかの正当性も怪しくなってしまう。誰が発言したかというのは発言した本人を守るためにと思うが、そういうところを飛ばされて議論を進められないので今解らない状態になっているのではないかと思う。 | 市民委員が言ったのか庁内作業チームの市の職員が発言したのか区別できないのではないかというの仰るとおりだと思います。策定委員会の初めの段階で、議事録をどのような形で作るかを議論したなかで、個人名を記載すると発言できないという市民委員が何名かおられ、委員という表現になりました。職員は作業チームとして内部的に任命されており、策定委員会に参加しています。経緯は市民レベルの策定委員会の議論と役所内とのキャッチボールをしていくと当初考えられ任命されているのですが、そのキャッチボールの場というのを、あえて壁を作って会議のテーブルを分けてということよりも、一緒にテーブルでいいのではないかと思います。それぞれの立場で同じテーブルに向かって取り組んでいることをご理解ください。 |
| 244 | 内容を読んでいてすごく不思議に思うのが、市民目線で見て作っているとは思えないというのがある。どうしても行政目線であると私は感じた。なぜかと思って見て行くと委員のなかで市民策定委員でない方の発言が目立ったように思った。それは点線を超えてからの話で、市役所側の部分であると私は思うし、その辺があるので皆さんから質問が出ているような実情に合ってないとかいうことが出てくるのではないかと思う。 | ご感想として承りました。 |
| 245 | 自治基本条例をつくることを前提とした委員会であるので、実情に即した内容をお願いしたいと思う。 | 市からまちづくりの条例をつくりたいので検討してほしいという呼びかけがあり、策定委員会が発足しました。あくまでも市長が議会に提案する条例案の参考なるものを提言するという位置づけですので、骨子案どおりの条例になるかどうかはわかりませんが、少しでも市民の声が条例に反映されればという思いから策定委員会に参加しています。市民の皆さんからのご意見も踏まえた、策定委員会の提言を最大限尊重した形で、今後条例が制定されることを期待しています。 |
| 246 | 今、なぜ自治基本条例を作るのか、必要なのか。 | |
| 247 | 自治基本条例を10年目にして制定する根拠、意味は何か。 | |
| 248 | 市制が施行されて、10年が経過しているのになぜ今頃か、理解できない。今まで何をもって行政を行っていたのか。 | |
| 249 | そもそもこの条例を作成しなければならなかったことはどこから出てきたことか。 | |
| 250 | 今までこの条例が無くても問題ないのになぜ今必要になったのか。 | |
| 251 | 市民の立場から言うと、この素案を作るにあたり市長からの提案で素案を作成すると言われたが、郡から市に変わって10年位経つと思うが、なぜ今頃になってやっているのか。今まででは郡でも市でも5町に任せきりで運営されてきたと思うが、その市がなぜ今頃になって町を無視して（条例を）作るのか。町に関しては全く入っていない。 | 平成23年度に自治振興会が設立され、各地域で様々な取り組みが始まりました。甲賀市では、より実態に応じたルールづくりを進めていくことが望ましいのではないかとの理由から、自治振興会設立から3年を経過し、合併から10年を経過した今、甲賀市らしい「自治基本条例」を策定することとしたと聞いています。 |
| 252 | 新たに3項、4項のように基本となる趣旨の「甲賀市自治基本条例」は必要ないと考えます。 | |
| 253 | 過去・現在と甲賀市の行政は、日本国憲法・自治基本法・県条例・甲賀市条例で住みよいまちになるよう努力いただいているが、そこでなぜこの条例が必要なのか、どういった背景なのか、どういった学習があり、どういった対立の議論の中からこの条例が必要とされたのか聞きたい。 | |
| 254 | まちづくりといつてもつかみづらい。地域も人も変わりつつあることから、これまでの歴史が大事である。市が合併する前と、合併した後のるべき姿のためにこういう仕組みづくりが必要となったのか。 | |
| 255 | この条例ができるまで、何か代わるものがあったのか。 | まちづくりの基本となるような条例はこれまでないと伺っています。 |
| 256 | この条例は必要ないと思っている。条例の決定は議会の議決で、議会は間接民主主義で私たちが選んだ人で、私たちは議員を信頼している。その上で進めるので必要ない。 | 地方自治はあくまで市長、市議会議員を住民の代表とする間接民主制（2元代表制）が原則です。そのため、市民の参画によって行政の責任が軽減されるものではありませんし、住民を代表する議会の活動が住民自治の実現の大柱であります。自治基本条例は、この基本原則を踏まえ、さらに充実した住民自治を実現するために、議会基本条例と整合をとり、制定しようとするものです。 |

| | | |
|-----|--|---|
| 257 | 全国的にも自治基本条例はあるので、その雛形によって作ればよいのでは。 | |
| 258 | 条例骨子素案ご検討ありがとうございます。たたき台とした市、自治体はどこですか。県内の〇〇市とか、先進的取り組みの自治体ですか。 | 策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し一般的な表現としてことで、この基本条例に向けた骨子案が作成された経緯があります。ですので、たたき台はありません。 |
| 259 | 甲賀市として、どのようなまちづくりがしたいのか、もう少し踏み込んで記載したら良いのでは。 | |
| 260 | あいまいな表現がされていて、具体的にどのようなまちづくりをしたいかわかりやすくした方が良いのでは。 | 策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面で市が合併したことで活動していくこと、壁を感じていることなど、あるいは、甲賀市の特徴（強み・弱み）について、条例ができるとどのように改善されるのかという意見をワークショップなどをしながら出し合い、それを集約し表現することで、この基本条例に向けた提言が作成された経緯があります。この骨子案には具体的な記述は薄くなっていますが、ホームページなどで策定委員会の会議録をご覧いただければ、それぞの箇所の背景としてどのような具体的なことが想定されているかもご理解いただけるのではないかと思います。この条例ができる際には、それを基に具体的な仕組みや取組みが進められていくようになることを期待しています。 |
| 261 | 非常に曖昧で具体性に欠け、住民にわかりにくくのではないかと思います。この内容では条例をつくる必要がないかと思います。 | |
| 262 | せっかくの機会であるので、将来の甲賀市がイメージされるものがあってほしい。 | ご意見を参考にし、4. の目指すまちの姿を一部修正しました。 |
| 263 | 策定して、私たちの生活にどのような影響がでるのか。 | |
| 264 | この条例が制定されたら、市民生活がどのように移り変わるのか、また市民生活に利便性が増すのか、そういう点を教えてほしい。 | |
| 265 | 条例策定までの流れ、今まではタウンミーティング、パブリックコメントで意見が出しにくいように感じました。この条例が市民生活にどのように影響されるのか具体的に説明された方がよいと思いました。 | 条例の制定がすぐに、市民生活に影響を及ぼすようなものではありませんが、ルールを示すことによりみんなの意向が反映され、市政に対する市民の関心やまちづくりに対する責任感が高まっていくといった、その必要性が認識されてくるものだと考えます。 |
| 266 | これをなぜ作るのか。他の市町で作るから甲賀市も作るというものなら自分には理解できない。作るメリット必要性をもう少し丁寧に説明してほしい。 | |
| 267 | 当たり前の事が書いてあるが。 | |
| 268 | 市民の役割、市の責務、市長の責務など、1つの条例にまとめて今作る理由があるのか。市長の役目などは書かなくても当然のことだと思う。条例をつくる目的がわかりにくい。 | |
| 269 | 「23. 情報公開」「24. 個人情報保護」については既に市の条例にがあるので、基本条例に盛り込まなくてよいのではないか。また、「27. 財政運営」「28. 財産管理」については、あたりまえのことなので、敢えて分かりきったことを基本条例に入れる必要性があるのか疑問に思う。 | まちづくりは、社会情勢やそれらを取り巻く環境等その都度不安定化する傾向があります。未来を見通したまちづくりを行うためには、まず、市の自治の理念を定め、原則を明確にすることが重要であると考えています。また、地方分権により、国・県・市が並列的な関係になったことで、どんなまちにするか自分たちで考え、地域で選択・決定することとなりました。人口減少・少子高齢化を迎え、市民もこれまでのように役所任せや議員任せではなく、公共主体として判断、決定できるような条件や仕組みの整備が必要です。みんなが生き生き活躍できるルール、それが自治基本条例だと考えています。 |
| 270 | 市長等の役割と責務や総合計画、行政評価は当たり前のことが書かれているが、なぜ条例に入れるのか教えてほしい。 | |
| 271 | 条例の目的は、何がメインであるのか。 | |
| 272 | 条例がなくてもすべきことなのでは。市民に意見を聴き事業をやって行けばよいのでは。 | |
| 273 | 今後決定したら、どのような啓発を行っていくのか。 | 広報や出前講座による説明、リーフレットの作成などが考えられます。 |
| 274 | 区自治会と自治振興会の関係が理解出来ていない市民が多いと思うので、本条例制定と合わせ改めてPRを図ってもらいたい。 | 条例ができる際には広く市民へPRされることを期待しています。 |

| | | |
|-----|--|---|
| 275 | <p>この条例に対する具体的な事項を定めるために、付則なり施行規則、今話のあった逐条解説など具体的な事案を出されると、非常に細かいところまで制限・制約を受ける。基本とは言いながら、拡大解釈される。憲法でも解釈で集団的自衛権が出てくるように、基本条例で「骨格だけをきっちり決めておく」としても、肉付けの逐条解説で骨格を骨抜きにされたり、動きの取れないものにされるので、基本よりも肉付けに相当する逐条解説の文言が非常に難しいと思う。ホームページで今までの委員会の議事録を見た。先ほどの質問は、議事録を見れば議論の内容がわかるが、逐条解説について作ることは言っているが具体的なことは触れられてないので、非常に難しいと思う。</p> | <p>策定委員会では、条文だけではわかりにくいと考え、解説を加え、できるだけわかりやすいように補足しました。</p> |
| 276 | <p>逐条解説（具体的表現）の文章には十分検討の上で定めること。付則や施行規則等は作成しないこと。</p> | |
| 277 | <p>この条例策定に取り組まれたことを先ず評価させていただきたい。議論のなかにも出ていましたが、各項目についての内容を理解する上で、また時間の経過とともに解釈が大きく変わるということがないよう、骨子が曲がらない範囲の解釈はどうしても欲しいと考えます。</p> | <p>ご感想として承りました。条文の意図を補完する意味で解説をつけました。</p> |
| 278 | <p>山間地と水口と状況が違うが、この条例は水口中心の一律に考えていたのではダメではないか。</p> | |
| 279 | <p>まちづくりについて、山内と同条件の他の市町の条例についても参考に確認すべきではないのか？（条例を作成するにあたり、他の市町の条例を真似て作らず、委員にて一から作成したという話から）</p> | |
| 280 | <p>自治基本条例なので、市民が守っていこう、努力していこうということを行政も携えてということだが、この中に環境保全や環境保護という項目がない。ごみの問題もある。そのようなことが重要なのではないか。例えば「自治会は環境保全に努める。草刈をする・・」などを具体的に上げるものではないか。</p> | |
| 281 | <p>条文の中に、小さな子どもなどがこれから育っていくために大事な条例だと言っていたが、現実には広域と過疎化が進んでいる。それに対しての提案がない。すべて「こうありたい」「こうしたい」と書かれている。したい方向に向かうための数字を記載することは必要ではないのか。また、さらに財政状況もゆとりがないと言われる。もう少し数字を入れたものにしたほうがよいと思う。区の資料であっても、数字を示して「〇〇になるので、〇〇する」と区民に説明している。もっと丁寧に説明しなければならないと思う。</p> | |
| 282 | <p>自治会に相当負担をかける、今かかっている負担の上にさらに負担を押し付けてくるように思うが、自治会長はどのように思って参画されているのかわからない。もう少し皆さんに自配り気配り心配りがあつてもいいのではないかと思う。上のほうで勝手に決められて、それをするように言われるのは虫がよすぎないか。</p> | <p>策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し一般的な表現とすることで、この基本条例に向けた骨子案が作成された経緯があります。そのため、本文には具体的な記述が薄くなっていますが、ホームページで会議録をご覧いただければそれぞれの箇所の背景として具体的なことが想定されているかご理解いただけるのではないかと思います。この条例が出来た際には、それを基に具体的な仕組みや取組みが進められていくようになることを期待しています。</p> |
| 283 | <p>10年経てば少子高齢化の問題がいっそう進む。その点から対策を盛り込んだほうがよいのではないか。</p> | |
| 284 | <p>第4章、区・自治会、自治振興会、更には住民投票まであるが、ここにはあくまで大きな基本について書いてあるが具体的な部分はここに出ていない。具体的な部分についてはこれからどんな形で提示されるのか。そのことに関わって、住民投票については、先ほど相当詳しく中身については個別のものでやっていくと具体的に言われたが、そういう部分はどこに出てくるのか。自治基本条例のなかに自治振興会のことがどのような形で反映されるのか、この大枠だけでは理念だけで具体的なものが無いように思う。流れと併せてどのように作っていかれるのか。</p> | |
| 285 | <p>近年、稻作のかわりに野菜等ハウス栽培が行われています。田の近くに住んでおられる人たちは牛糞等をそのまま放置しておられるためにおいやはえに悩まされています。環境面からの対策で牛糞等にシート等をかぶせ、におわないように措置をお願いしたく、各個人では知っている人などで言いにくい条例で制定していただき大切に願います。洗濯物等が気になります。</p> | |
| 286 | <p>交通網の整備、公共交通機関（巡回バス）の充実を。</p> | |
| 287 | <p>要望事項について、丁重にお断りされる。</p> | |

| | | |
|-----|---|---|
| 288 | もらった資料だけではそもそも経緯がわからない。条例を作るなら山内の実情をふまえたものにしないと意味がない。 | |
| 289 | 市は市民の生命と財産を守るのが大事であるのに区に押し付けるのはおかしい。広域と過疎化が進むのに何一つ具体的な提案がない。 | 策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し一般的な表現としてこの基本条例に向けた骨子案が作成された経緯があります。そのため、本文には具体的な記述が薄くなっていますが、ホームページで会議録をご覧いただければそれぞれの箇所の背景として具体的なことが想定されているかご理解いただけるのではないかと思います。この条例が出来た際には、それを基に具体的な仕組みや取組みが進められていくようになることを期待しています。 |
| 290 | 条例のためやむを得ないと思われるが、抽象的な表現が多く、全体的にぼやけたようになっている。 | |
| 291 | 旧町と甲賀市との関係について、合併によってその行政事務は市が継承したが、旧町各々が持っていた地域の特色はより生かす旨伝えただいてもよかったです。 | |
| 292 | 市民を一括りにする条例になるのではないか。 | 表現的には市民という定義でまとめていますが、まちづくりに多くの方が関わってほしいという思いから作成しました。 |
| 293 | 市民に任せてしまうということになってしまふ、市の指導がもっと必要となってくる、自治振興会や各地域の意見を聞きながら地域の特色を出すことが必要ないか。 | 策定委員会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し一般的な表現としてこの基本条例に向けた骨子案が作成された経緯があります。そのため、本文には具体的な記述が薄くなっていますが、ホームページで会議録をご覧いただければそれぞれの箇所の背景として具体的なことが想定されているかご理解いただけるのではないかと思います。この条例が出来た際には、それを基に具体的な仕組みや取組みが進められていくようになることを期待しています。 |
| 294 | 日本国憲法に書いてあることばかりで、誰も反対しないことばかりである。みんなの賛同を十分得て作成したということはいわないでほしい。 | 憲法及びその下にある地方自治法は、自治体の組織や運営に関することは非常に細かく規定されているのですが、市民参加や市民協働、情報公開などの現在の自治体運営の基本となる事項に関する規定はほとんどありません。肝心のまちをつくるための制度や仕組みについては、ほとんどふれられていないことも自治基本条例が必要とされる要因であります。今後この骨子案をもとに良い条例ができるることを願っています。 |
| 295 | 日本国憲法と地方自治法に書いてあることがあえて理念条例として市独自で作る必要はない。 | |
| 296 | 日本国憲法や地方自治法でみんな定まっている。位置づけされていないのが自治振興会だけである。こういう条例は不要である。 | 憲法及びその下にある地方自治法は、自治体の組織や運営に関することは非常に細かく規定されているのですが、市民参加や市民協働、情報公開などの現在の自治体運営の基本となる事項に関する規定はほとんどありません。肝心のまちをつくるための制度や仕組みについては、ほとんどふれられていないことも自治基本条例が必要とされる要因であります。まちづくりは、社会情勢やそれらを取り巻く環境などによりその都度不安定化する傾向があります。未来を見通したまちづくりを行うためには、その時々の考え方方に左右されることなく、安定的で持続的なものとするためには、行政運営・行政評価等について明確にすることが重要であると考えています。 |
| 297 | 今までの個々の条例でしっかりと行政ができるシステムであると思います。なぜ、今日この自治基本条例がこの甲賀市に必要なのか。必要ないと思う。 | |
| 298 | 日本国憲法や地方自治法でみんな定まっている。位置づけされていないのが自治振興会だけである。こういう条例は不要である。 | |
| 299 | 国の法体系は憲法→基本法→個別法という構造です。上位法に沿って下位の個別法（条例）が規定されています。市民ニギヤンですので憲法に明文化されている文言の重複は必要ないと思われます。地域住民が地域の暮らしに輝きのある活気あるモチベーションを高める「みちしるべ」となる条例を望みます。 | 憲法及びその下にある地方自治法は、自治体の組織や運営に関することは非常に細かく規定されているのですが、市民参加や市民協働、情報公開などの現在の自治体運営の基本となる事項に関する規定はほとんどありません。肝心のまちをつくるための制度や仕組みについては、ほとんどふれられていないことも自治基本条例が必要とされる要因であります。策定委員会では当たり前のことで、ルールとして定めておくことは必要なことだと考えます。 |
| 300 | 憲法や地方自治法との整合性はとれているのか。 | 上位法である憲法や地方自治法との整合性を意識しながら作成してまいりました。 |
| 301 | 定義で「協力・連携すること」は「協働」と謳っているのに条文に「協力・連携」がいくつも使われている。表現を見直してほしい。 | ご意見を参考にし、修正しました。 |
| 302 | 仕組み⇒しくみ といった「かな」にそろえてはどうか。 | ご意見をいただき検討しましたが、「仕組み」については原文のとおりとします。なお、「かな」の表現についてはご意見を参考にし、修正しました。 |

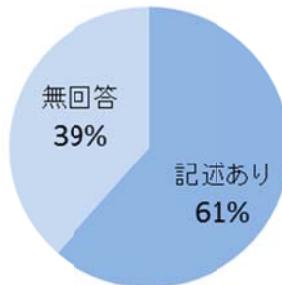
| | | |
|-----|---|---|
| 303 | 他、文末で「～に努めます」「～します」というます調で終わっているが、ところどころに「～しなければなりません。」というのが文言的におかしいと思う。 | 市長等が行うものについては「～しなければならない」と記載しました。 |
| 304 | この条例骨子案の特色はどのようなものか。 | 前文に甲賀郡中惣について述べています。これは昔から自分たちでものを決めるという自治の歴史がありましたので、甲賀市民の誇りとして記載しました。次に、将来の甲賀市を担ってくれる子どもたちにもまちづくりに加わってもらおうという考え方から、特別に抜き出して記載しています。他に、外国人がほとんどいない地域においては、多文化共生という表現は条例に記載されることはありませんし、自治振興会を記載したことなども甲賀市独自の表現ではないかと考えています。今後、この骨子案を受けて、良い条例ができ、市民のための条例として生かされることを期待しています。 |
| 305 | 甲賀市独自のものは何か取り入れているのか。 | |
| 306 | 甲賀市特有の条例の文言が一つもない、将来のまちづくりの展望をどのようにするか我々が自負できる突出した条例をつくってほしい。 | |
| 307 | これまでの各町をまとめのか。これを作ったことによって市民税が上がるのは困る。 | この条例と市民税の額とは直接関係はありません。 |
| 308 | 策定委員の皆さんは総合計画と勘違いされているのではないか。芯がない基本条例だと感じる。 | 総合計画は、まちの将来像やまちづくりの方向性を定める「まちの将来展望」であり、自治基本条例は、まちづくりの理念やルールを定める「まちづくりのための道具」であると考えています。総合計画が「何をやるのか」という施策を推進するものに対して、自治基本条例は「誰が、どうやるのか」というやり方・手段を表しているものと言えます。 |
| 309 | 自治基本条例は、どの条例にも属さないものをみんなで守っていく条例と理解しているが。 | 自治基本条例というものは、市の運営全体に関して、その理念、原則、制度など「自治の仕組み」や「まちづくりの基本ルール」を定めるものです。 |
| 310 | 甲賀市の5年先、10年先はこうあってほしいということがみなさんにはあったと思うが、ここにはその思いが見受けられない。また、協働するうえではざくばらんな意見交換が必要かと思う。 | 14人の委員はそれぞれの立場での活動を通じて、甲賀市がこんなふうになればといったあるべき姿を思い抱きながらワークショップを通じて意見交換してきた経緯があります。府内の委員も一緒にになってまちづくりのルールとは何かを検討してきましたが、自治振興会、区・自治会の役割なども条例に明記しながら、市民の声を聞く会でいろんな意見を取り入れ、10年先、20年先のことを考えてみんなのための条例にしていく、使っていただく条例にすることが大事だと考えています。 |
| 311 | この市民の声が内容を覆すことがあるのか？これがいるのか疑問である。（議会が決めるものであるのならという意味も含めて） | 市からまちづくりの基本となる考え方や市民参加の仕組みなどの条例をつくりたいので検討してほしいという呼びかけがあり、自治基本条例策定委員会が始まったという経緯があります。あくまでも市長が議会に提案する条例案の参考になるものを答申するという位置づけですので、骨子案どおりの条例になるかどうかはわかりませんが、少しでも市民の声が条例に反映されればという思いから、策定委員会に参加しています。市民の皆さんのご意見を踏まえた、策定委員会の答申を最大限尊重した形で、今後条例が制定されることを期待しています。 |
| 312 | 他の条例と基本条例は同等対等で並列と回答があったが、同等なら前の条例を削除するのが正しいのではないか。 | 自治基本条例とは、まちづくりにおけるすべての仕組みや活動の基本となる規範的なものであり、全ての個別ルールは、自治基本条例を基に運用していく必要があると思います。今後、この骨子案を受けて、良い条例ができ、既存の条例とうまく整合し、全体として統一されていくことを期待しています。 |
| 313 | 町の立場というのはどうなのか。町の立場を市が圧迫していると捉えているのか。 | 旧町が持っている特徴やまちづくりについては甲賀市となっても継続されていると思います。自治基本条例は市としての条例であり、旧町というエリアは存在しますが単位としてはないので、甲賀市としてどのようにまちづくりを推進していくかというものを定めています。そのことから、旧町の立場を市が圧迫しているとは考えていません。 |
| 314 | 大変難しい印象がある。行政には様々な個別の条例がある中で、なぜこの条例が市民のために必要なのか、皆さんの熱い想いを伝えてほしい。 | 活動中の思いや意見を生かしてほしいということで策定委員になり、それぞれの立場で検討させていただいている。委員としてその思いをしっかり市民のみなさんに伝えていかなければならないと感じています。 |

| | | |
|-----|--|--|
| 315 | この条例の設置に関して本音が見えない。財政状況により国・県・市ではできないからこそ条例が必要だというような本音を出してほしい。市民と行政にその必要性や問題のとらえ方にズレが生じている。 | 市からまちづくりの基本となる考え方や市民参加の仕組みなどの条例をつくりたいので検討してほしいという呼びかけがあり、自治基本条例策定委員会が始まったという経緯があります。あくまでも市長が議会に提案する条例案の参考になるものを答申するという位置づけですので、骨子案どおりの条例になるかどうかはわかりませんが、少しでも市民の声が条例に反映されればという思いから、策定委員会に参加しています。市民の皆さんのご意見を踏まえた、策定委員会の答申を最大限尊重した形で、今後条例が制定されることを期待しています。 |
| 316 | 条例の項目について連番で1から31まであるが、各章毎に番号をつければどうか。連番でつけられた理由が何かあるのか。 | 現時点ではこれは条例の骨子案ですので、条文化したものではありませんが、条文のイメージとして連番を付けています。 |
| 317 | 条例というよりは、市民憲章の中に組み入れた方が良いと思います。条例の定義をなしていないと思います。 | 市民憲章は甲賀市に住む市民が、互いに横のつながりをもってよい生活を築こうという考えを表したもので、自治基本条例は市のきまりについて、市民憲章は市民の誓いといえます。市民憲章には「市役所がどのように動くのか」「議会はどう動くのか」などは書かれていません。 |
| 318 | まちづくりの理念をうたうことに集約すべきであると考える。 | 自治基本条例は、まちづくりの理念やルールを定める「まちづくりのための道具」であると考えています。 |
| 319 | ①資料として条例策定までのものが欲しい。条例骨子案だけではなく、プレゼンに使われた資料が必要で、なぜ添付しないのか。 | 当日はできるだけスライドをみていただけるように資料を最小限に留めました。当日の資料はスライド分も含めホームページへ掲載させていただきました。 |
| 320 | 条例等を活字で見る方法は。 | 骨子案はホームページや各地域市民センターで閲覧できるようにします。 |
| 321 | まちづくりの担い手は市民であり、市民がどうあるべきかを表現している条例ですが、中盤から市長等が登場し、終盤は市長等がどうあるべきかの条文となっています。必要なことが書かれていますが、市民自らがまちづくりに関わる条例であれば、後半部分はこの条例に本当に必要かもっと違う表現にできないかと感じました。 | この骨子案は前文とあわせて6つの章で構成されており、後半部分は行政に関する、ある意味で当たり前のことが書かれています。未来を見通したまちづくりを行うためには、その時々の考え方方に左右されることなく、安定的で持続的なものとするため、行政運営・行政評価等について明確にすることが重要であると考えています。 |
| 322 | まちづくりの姿は個人、地区等での違いをどうするか。条例ルールだけでは。 | 自治基本条例というものは、市の運営全体に関して、その理念、原則、制度など「自治の仕組み」や「まちづくりの基本ルール」を定めるものです。個別具体的な内容については、個別の条例で対応することとなります。 |
| 323 | 松下圭一氏の思想が根底にあり、恐ろしい考え方である。制定させてはならない。 | この骨子案は策定委員会で独自に検討したものであり、ご指摘の学識者など特定個人の考え方をベースにしたものではありません。 |
| 324 | 他の人の意見にもあったが、環境に関する項目も必要では。 | 13. の市民の役割と責務にある「社会的規範を守り」というところで自然環境を含めた地域の財産を守り、有効活用することが含まれています。 |
| 325 | 適当な体裁や業務的でなく、心底から高い理想と強い意志を持って実現してほしいと思います。 | この骨子案を受け、良い条例ができて、それが生かされることを期待しています。 |
| 326 | 今までの各役割を条例とされた。今さらという感じです。 | |
| 327 | 伴谷地域が住みよい、生活がしやすい、まちづくりを実現するには、手続きや仕組みづくり、手法、方法ができるといふ意見がない。住みよいまちをつくる（地域）のは誰がそこの地域を進めるのですか。甲賀市のまちづくりの進め方（実現の仕方）がわかりにくい。 | この骨子案を受け、良い条例ができて、まちづくりの進め方がわかりやすくなることを期待しています。 |
| 328 | 条例骨子案の文中に市長等のことばが長すぎ。主体性に欠けるので整理してください。（骨子の主体性を！） | ご意見を参考にし、整理しました。 |

| | | |
|-----|---|--|
| 329 | 市長は現状の市政に不満もしくは不備があると考えるのか。それとも、市民等のアドバイスから発案されたのか。市長自らが委員長を選出し依頼したのか、又は、市民等のアドバイスがあり依頼したのか。一市民としては、市の運営に関して現在まで大きな問題はなかったかと思います。我々有権者が選んだ市長、議員の方々は期待に応えた立派な市政を運営してされました。 | 市からまちづくりの基本となる考え方や市民参加の仕組みなどの条例をつくりたいので検討してほしいという呼びかけがあり、自治基本条例策定委員会が始まったという経緯があります。あくまでも市長が議会に提案する条例案の参考になるものを答申するという位置づけですので、骨子案どおりの条例になるかどうかはわかりませんが、少しでも市民の声が条例に反映されればという思いから、策定委員会に参加しています。市民の皆さんのご意見を踏まえた、策定委員会の答申を最大限尊重した形で、今後条例が制定されることを期待しています。 |
| 330 | 重箱の隅をつつくような表現ばかりだった。 | |
| 331 | 軽いものでない。 | |
| 332 | 役員も人選が必要だと感じました。 | ご感想として承りました。 |
| 333 | 市民もそうだが、もっと市議会議員が市民の代表として、よりよい甲賀のためにしっかりしていればこのようなものはいらない。 | |
| 334 | 人それぞれの考え方があり、大変なことだと思います。それを納得させることは難しいことです。作成前に大いに議論することは良いことだと思います。頑張ってください。 | |
| 335 | 理想的な基本原則はOKです。 | |
| 336 | 甲賀市の自治を考える貴重な機会でした。合併10年の検証から入っていく方がよいと思いました。 | |
| 337 | 策定委員の皆様、ご苦労様でした。 | 今後、骨子案をもとに良い条例ができ、みんなで住みよい甲賀市にしていきたいと思います。 |
| 338 | 大変ご苦労様です。 | |
| 339 | 何回も会議を重ねていただき、ご苦労様でした。 | |
| 340 | 誰もが安心して暮らせるまちづくり条例を切に希望します。 | |
| 341 | 骨子案に対する意見、感想の機会を設けられた事は大変良かったと思います。 | 策定委員会の取り組みに共感いただき、ありがとうございます。 |

⑩アンケート結果（条例の名称について）

**① 条例の名称について、ご提案があれば
ご記入願います。**

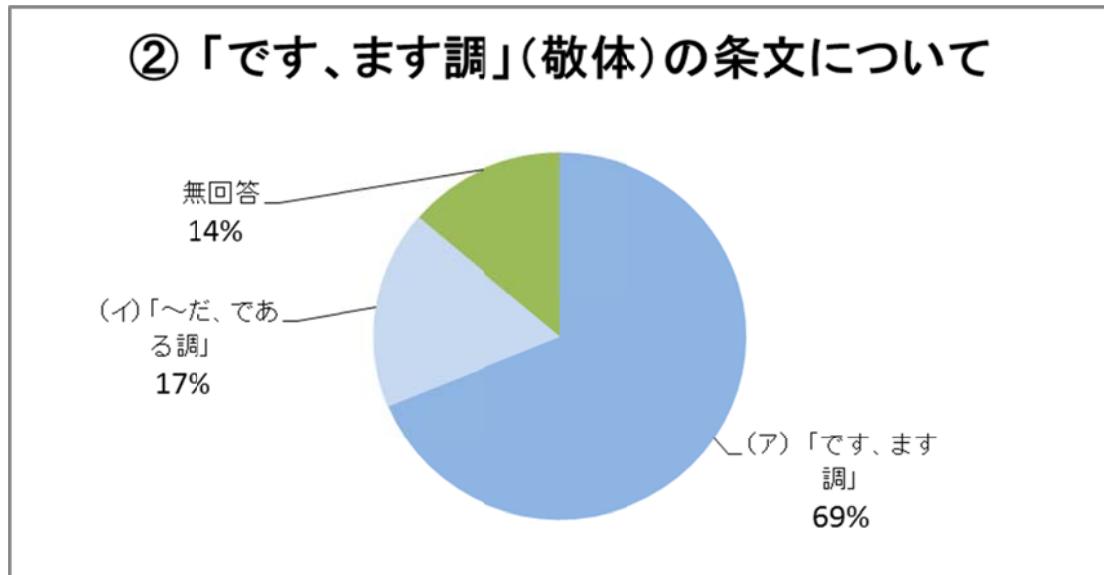


| 記述の有無 | 回答数 | 構成比 |
|-------|-----|--------|
| 記述有り | 67 | 61.5% |
| 無回答 | 42 | 38.5% |
| 計 | 109 | 100.0% |

| | |
|-----------------------|----|
| 甲賀市自治基本条例 | 15 |
| 甲賀市市民自治基本条例 | 1 |
| 甲賀市住民自治基本条例 | 1 |
| 甲賀市まちづくり自治基本条例 | 1 |
| 甲賀市まちづくり条例 | 13 |
| 甲賀市まちづくり基本条例 | 8 |
| 甲賀市のまちづくり条例 | 1 |
| 甲賀市民まちづくり基本条例 | 1 |
| 甲賀市住民まちづくり自治基本条例 | 1 |
| 甲賀市基本条例 | 2 |
| 甲賀市条例 | 1 |
| 甲賀市住みやすいまちづくり基本条例 | 1 |
| 甲賀市住みよさと活気あふれるまちづくり条例 | 1 |
| 甲賀市協働まちづくり条例 | 1 |
| 甲賀市協働のまちづくり基本条例 | 2 |
| 甲賀市市民協働自治振興条例 | 1 |

| | |
|-------------------|---|
| 甲賀市あいこうか自治基本条例 | 1 |
| 甲賀市ふれあい、たすけあい条例 | 1 |
| 甲賀市みんなのまちづくり条例 | 1 |
| 甲賀元気なまちづくり基本条例 | 1 |
| 甲賀市の元気なまちづくり条例 | 1 |
| 甲賀市みちしるべ条例 | 1 |
| 甲賀市きずな基本条例 | 1 |
| あいこうか基本条例 | 1 |
| あいこうかまちづくり基本条例 | 1 |
| あなたのまちの自治基本条例 | 1 |
| 明日の甲賀市をつくるまちづくり条例 | 1 |
| こうか（甲賀）ふるさと条例 | 1 |
| ゆめのあるまちづくり自治基本条例 | 1 |
| ”理想郷こうか”のまちづくり条例 | 1 |
| まちづくり条例 | 1 |
| こうかみんなのおきて | 1 |

⑪アンケート結果（です、ます調の条文について）



| | 回答数 | 構成比 |
|--------------|-----|--------|
| ア. 「です、ます調」 | 75 | 68.8% |
| イ. 「～だ、である調」 | 19 | 17.4% |
| 無回答 | 15 | 13.8% |
| 計 | 109 | 100.0% |

| ア. 「です、ます調」を選んだ理由 |
|----------------------------------|
| 敬体とした方がふさわしい。 |
| 理念条例のため。 |
| 「～だ、である調」だと命令的になるのでは。 |
| 市民の自主性が表現されている。 |
| やわらかい表現の方がいい。 |
| 常体文では命令調に聞こえる。 |
| 市民が作る条例らしさを感じるため |
| やさしい印象を受けることができる。 |
| これまでのスタイルにこだわらない手づくり感がある。 |
| 市民主体としてのソフトな感じで良いのでは。（市民に親しみやすい） |
| 市民に受け取りやすい。 |
| 市民に親しみを与えられる。やさしい。 |
| 近づける、敬体の方が。 |

| |
|---|
| 上から目線でなく市民が築いていくものだと思います。 |
| わかりやすく、親しみやすいため。 |
| 市民・住民に受け入れやすい。 |
| です、ます調の方がやわらかく感じる。 |
| 平易な方が良い。 |
| 和やかに読み取れるから。 |
| 聞こえがいい。 |
| 常体は堅く、上から目線という感じがするのに対し、敬体は人権尊重のイメージが表れている。 |
| 法学的言葉を避けて柔軟に。 |
| 自然のように思います。 |
| 誰もがなじみやすい。 |
| 分かりやすいため。 |
| やわらかい。 |
| やさしい、ソフトな感じの方が良いと思うから。 |
| わかりやすい。 |
| 命令口調はダメ。 |
| 読みやすい、聞きやすい。 |
| わかりやすい。 |
| 広く市民や市を形成する人たちが共有するものであると考えるため。 |
| なじみやすい。上からの条例でなく、市民の条例としての意識がもてる。 |
| 常体の表現では命令調であり、押し付け感があるのでよくないと思います。 |
| やわらかい感じがする。 |
| 市民参加の条例にふさわしい。 |
| やわらかい言葉づかいの方が親しみやすい。 |
| 話ことばとしてわかりやすい。 |
| やわらかい表現で親しみやすいから。 |
| やさしい感じがする。 |
| 今後、若い人たちにも読みやすくわかりやすいものが良いと思う。 |
| 市民目線である。 |
| 親しみやすい、やわらかい表現がよい。 |

| |
|-------------|
| やわらかい感じがする。 |
| 身近な感じがする。 |
| ちょうどよい。 |
| 条例を身近に感じる。 |
| 聞きやすい。 |

| |
|--|
| イ. 「～だ、である調」を選んだ理由 |
| 国レベルで言えば法律にあたるものなので、常体がよいと考える |
| 理解しやすい。 |
| 敬体の必要性がないと思う。 |
| 他の条例から見て。 |
| 最重要事項に関してははっきりと語尾を常体とした方が良い。 |
| 条例なので「である調」がふさわしいのではないか。 |
| 市民の皆さまの声を反映していただいたものであればよいと思いますが。頭が固いせいか、常体の方がすっきりした形であるように感じます。 |
| 協調性の問題です。反感はあると思うが、言い切る方が良いと思われる。 |
| 短文で簡潔になる。 |
| ふさわしい言葉であると思う。 |
| やさしく話しかけるような文章。 |

ステージ

